

平成 16 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 16 年 9 月 14 日 開会

平成 16 年 9 月 24 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 4 日 (火)

(第 1 日)

平成16年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成16年9月14日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

8番 甲斐 廣國君

9番 後藤 和昭君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（11日間）

自 平成16年9月14日

至 平成16年9月24日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月14日（火）	本会議	提案・説明
9月15日（水）	本会議	質疑・付託
9月16日（木）	休 会	各常任委員会
9月17日（金）	〃	各常任委員会
9月18日（土）	〃	
9月19日（日）	〃	
9月20日（月）	〃	
9月21日（火）	〃	各常任委員会
9月22日（水）	本会議	一般質問
9月23日（木）	休 会	
9月24日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成16年度高森町一般会計補正予算）

- 日程第 4 認定第 1 号 平成 15 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第 44 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
日程第 6 議案第 45 号 「水源涵養林」森林整備協定について
日程第 7 議案第 46 号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 47 号 高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 48 号 高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第 49 号 平成 16 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 11 議案第 50 号 平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 12 議案第 51 号 平成 16 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
日程第 13 議案第 52 号 平成 16 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 14 議案第 53 号 平成 16 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 15 議案第 54 号 平成 16 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
日程第 16 議案第 55 号 平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博 昭 君 |
| 3 番 | 山室 克 尋 君 | 4 番 | 山村 將 護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直 三 君 | 6 番 | 野中 謙 三 君 |
| 7 番 | 本田 生 一 君 | 8 番 | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番 | 後藤 和 昭 君 | 10 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊 行 君 | 12 番 | 三森 義 高 君 |
| 13 番 | 佐伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 14 番 後藤 英 範 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君
代表監査委員	色見弘司君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、9月定例町議会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。たくお礼を申し上げるところでございます。

今回の定例町議会に提出をしております議案の説明に先立ち、最近の町政の動向について、ご説明、またご報告を申し上げます。

まず、全国中学校体育大会においてでございますけれども、高森中学校男子剣道部が予選を勝ち抜き、熊本県代表として出場いたしました全国大会が栃木県において開催されました。見事に優勝、3年振りに日本一の王座につくことができました。選手の皆さん、そして関係者の皆様のご健闘を讃えたいと思います。

また、菊池市で開催されました熊本県消防操法大会において、阿蘇郡代表として第1分団がポンプ車の部に出場をいたしました。結果は、善戦むなしく入賞することができませんでしたけれども、次の大会に期待を持ちたいと思っております。

次に、9月5日に山村広場を主会場とした熊本県総合防災訓練が実施されましたが、平素から消防防災に対する関心を深め、不時の災害に対処するべく訓練が行われました。議会の皆様をはじめ、上色見地区の方を対象とした避難訓練や婦人会等、皆様方の多大なるご協力をいただき、無事に終了させていただきました。本席をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

次に、台風16号、18号が立て続けに本町を直撃し、甚大な被害をもたらしました。被害総額は9月13日現在で、3億8,600万円余りとなっております。被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げるところでもございます。また、ハウスなどの農業被害も相当額となっておりますので、議会の皆様方と相談を申し上げ、何らかの支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。今後とも災害復旧につきましては、町土の安全を図るべく、万全の対策を講じてまいる所存でございます。

今時の定例議会におきましては、承認1件、認定1件、条例案3件、予算案7件、その他議決を求めるもの2件、合計14件であります。なお、災害復旧費につきましては、現在、最終被害額を取りまとめしておりますので、今議会中に関連経費

の補正予算を追加提案させていただく予定でございますので、このことにつきましても、よろしくお願いを申し上げます。

さらに、今回、認定をお願いしておりました決算審査につきましては、色見代表監査委員、三森監査委員におきましては、大変ご苦勞をいただきました。本席をお借りし、心から厚く御礼を申し上げます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますので、十分なるご審議を賜りまして、ご決議、またご承認を賜りますよう、お願い申し上げます、本議会招集に当たりまして、ごあいさついたします。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成16年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

14番 後藤英範君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 甲斐廣國君、9番 後藤和昭君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成16年第3回高森町議会定例会の会期につきまして、本日9月14日から9月24日までの11日間と決定いたしております。以上、報告いたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月14日から9

月24日までの11日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日、提案されております日程第3 承認第5号から日程第16 議案第55号までについては、本日は、提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 承認第5号から日程第16 議案第55号までについては、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第5号で承認をお願いいたします、平成16年度高森町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、本年8月30日の台風16号の強風、豪雨により被害を受けた町施設、町道改修に係る経費を補正するものであり、地方自治法第179条の普通地方公共団体の長において、議会を招集する暇がない時に該当し、専決したものでございます。

今回の補正額は1,160万9千円の追加であり、これを現予算と合算いたしますと、44億956万9千円となります。

以下、歳入の主なものについて申し上げます。7ページに、繰越金は、平成15年からの繰越であり、今回、補正の財源として計上いたしております。また、雑入は被害に遭った施設が加入しています公有建物共済金が全国自治協会から給付されるものであります。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。8ページ、総務管理費は、庁舎玄関屋根修理、基幹集落センター修理、町道に設置しておりますカーブミラー修理を行うものであります。民生費は、色見保育園の屋根の修理を行うものであります。9ページ、農業費は町施設でありますガラスハウス、共同畜舎を修理をするものであります。10ページの道路橋梁費は、強風により倒木、豪雨による土砂

流出の発生により、交通に支障が出た箇所の復旧に伴うものであります。また、住宅費は、入居者の方々が安心して生活できるように、町営住宅の修理を行うものでございます。11ページの小学校費は、集会施設としても機能しております草部南部小学校屋内運動場の屋根床を修理するものでございます。また、公共土木施設災害復旧費は、被害が甚大でもあり、災害復旧事業と重複していますので、町道・河川的设计委託料を計上しております。

以上、専決しました主な内容について申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

-----○-----

日程第4 認定第1号 平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより平成15年度高森町一般会計・特別会計決算審査意見を申し述べさせていただきます。

1ページ、平成15年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見。1、審査の概要、1、審査の対象。（1）平成15年度高森町一般会計歳入歳出決算、（2）平成15年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、（3）平成15年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算、（4）平成15年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算、（5）平成15年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、（6）平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算、（7）平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、（8）各会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、（9）付属書類 財産に関する調書及び基金の運用状況調書。

審査の期間、平成16年8月19日から同9月3日までの9日間。

3、審査の手続き。この決算審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定により町長から提出されました平成15年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほ

か、必要と認められたその他の審査手続きを実施した。

審査の結果。平成15年一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であることを認めた。財産管理についてもおおむね良好であることを認めた。

第1表、歳入歳出決算額状況。下記に示しておりますので、ご覧ください。

3ページにいきます。決算の概要及び予算執行について。

一般会計、(1)歳入。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。歳入総額は46億9,028万円で、その主なものは、地方交付税20億3,877万9千円、構成比43.5%、町債6億9,640万円、構成比14.8%、町税5億1,605万4千円、構成比11%、国庫支出金2億9,695万7千円、構成比6.3%、県支出金2億9,633万円、構成比6.3%などとなっている。

主な歳入について、款別に前年度との増減状況を見ると、町税は1,452万8千円の減で2.7ポイントの減、地方譲与税は467万7千円の増で5.6ポイントの増、地方消費税交付金は688万円の増で12.2ポイントの増、地方交付税は1億3,831万7千円の減で6.4ポイントの減、使用料及び手数料は2,910万6千円の増で19ポイントの増、国庫支出金は3億2,488万7千円の減で52.2ポイントの減、県支出金は4,272万5千円の増で16.8ポイントの増、繰入金は3,701万7千円の減で12.3ポイントの減、町債は2億4,788万1千円の減で26.3ポイントの減で、収入総額においては7億1,298万6千円の減で13.2ポイントの減となっている。

自主財源は11億5,102万円で、決算額の24.5%（前年度22.3%）であり、前年度に比べ5,179万8千円の減で4.3ポイントの減である。前年度に比べて分担金及び負担金外3件が増、町税外3件が減であった。

依存財源は35億3,926万円で、決算額の75.5%（前年度77.7%）、前年度に比べて6億6,118万9千円の減で15.7ポイントの減である。前年度に比べて地方譲与税外4件が増、地方交付税外5件が減となっている。

歳入の執行に当たっては、46億6,545万4千円の予算現額に対して、調定額47億3,626万190円、収入済額は46億9,028万248円、不納欠損額99万4,441円、収入未済額は4,498万5,501円となっている。

第2表、歳入決算額状況は、表をご覧くださいと思います。

5ページに移ります。第3表、自主財源と依存財源、これも下記に示したとおりでございます。表をご覧くださいと思います。

歳入状況を主な款について述べると次のとおりである。

第1款、町税。予算現額は5億738万6千円に対し、調定額5億4,018万7,621円、収入済額5億1,605万3,670円、不納欠損額99万4,441円、収入未済額2,313万9,510円で、収納率95.5%、前年度95.5%となっている。税は歳入における最も有力な財源であり、一方、住民からすれば、義務として納入すべき公的負担である。関係課職員も連携を密にされ、夜間・休日徴収等努力のあとが見られるが、善良なる納税者との関係も考えて時効にならないように、最善の努力をお願いするものである。

不納欠損額は31件、99万4,441円で、町民税が14件、55万6,161円、固定資産税が14件、40万9,480円、軽自動車税が3件、2万8,800円となっている。不納欠損処分は、一旦課税した納税を一定の理由により免除するもので、その適用には厳正を期するものであるが、居所不明者等やむを得ない場合は仕方がないとしても、ほかに連鎖的に滞納を助長させないためにも、不納欠損解消のため一層の努力をお願いしたい。

町税の決算額状況は第4表、町税の収納状況は第5表のとおりである。第4表、町税決算額状況は下記に示してあるとおりでございます。7ページ、第5表、町税の収納状況、下記の表に書いております。

第8款、地方交付税。地方交付税は普通交付税18億9,150万円と特別交付税1億4,727万9千円の20億3,877万9千円で、決算構成比は43.5%を占めている。また、当初予算に比べて2億1,377万9千円の増であったが、自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな要因となっている。なお、前年度に比べ1億3,831万7千円（6.4ポイント）の減で、算定見直し等によるものである。

8ページ、第11款、使用料及び手数料。予算現額1億7,904万円に対して、調定額1億8,331万2,877円、収入済額1億8,254万9,977円、収入未済額76万2,900円である。未済額は児童福祉施設使用料滞納分1名5万6千円、住宅使用料現年分16名70万6,900円となっている。収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いする。なお、今後も適正な使用料、手数料の設定により収入の確保に努めていただきたい。

第12款、国庫支出金。予算現額2億9,322万円に対して、調定額、収入済額は2億9,695万6,518円で予算現額に比べ373万6,518円の増となっている。

第13款、県支出金。予算現額2億9,366万6千円に対して、調定額、収入済額は2億9,632万9,896円で、予算現額に比べ266万3,896円の増となっている。

第14款、財産収入。予算現額1,152万3千円に対し、調定額1,260万9,098円、収入済額1,239万7,318円、収入未済額は物品売払収入滞納分3名21万1,780円となっている。

第19款、町債。予算現額、調定額、収入済額は6億9,640万円で、主に臨時財政対策債3億1,730万円、道路整備事業費2億5,970万円である。

(2) 歳出。歳出決算額は45億8,265万4千円で、第6表のとおりである。前年度に比較し7億4,019万1千円(13.9%)の減であり、その主な事業内容は次のとおりである。

第1款、議会費。議会費は、議員報酬等の減により、前年度に対し272万9千円(3.2%)の減少となっている。

第2款、総務費。総務費は、鉄塔施設整備、統一地方選挙費用等により前年度に対し1,183万1千円(1.8%)の増となっている。

ページ数9、第3款、民生費。民生費は、支援費事業等により前年度に対し6,240万4千円(8.1%)の増となっている。

第4款、衛生費。衛生費は、広域事務組合への負担金の減により前年度に対し2,497万1千円(9.7%)の減となっている。

第5款、農林水産業費。農林水産業費は、堆肥センター建設事業終了により前年度に対し1億6,018万2千円(31.4%)の減となっている。

第6款、商工費。商工費は、湧水トンネル公園整備事業の増額等で、全体的には74万9千円(0.5%)の増となっている。

第7款、土木費。土木費は、町道整備事業の減により前年度に対し3億2,473万6千円(36.9%)の減となっている。

第8款、消防費。常備消防費1億677万5千円、非常備消防費2,371万6千円、消防施設費150万7千円であり、歳出総額の3%である。

第9款、教育費。教育費は、高森中学校改築事業の終了により前年度に対し5億3,405万4千円(59.4%)の減となっている。

第10款、災害復旧費。災害復旧費は、公共土木施設災害復旧費（工事請負）の増で、前年度に対し3,861万2千円（295.7%）の増となっている。

第11款、公債費。公債費は、定期償還金の増により前年度に対し4,579万1千円（6.1%）の増となっている。

第12款、諸支出金。諸支出金は、財政調整基金の積立により前年度に対し1億5,160万5千円（84.8%）の増となっている。

10ページ、目的別歳出決算額の状況の表でございます。

ア、不用額。当年度の不用額は8,279万9,992円、前年度6,721万2,585円で、1,558万7,407円の増である。予備費を除いた不用額は7,538万1,992円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものであるが、節において少額であるが、予算計上のまま不用額になっているものも見受けられたので、執行においては状況を的確に把握し、早期計画を立て、適切な事務処理をお願いする。

イ、予算流用。予算の流用については、違法な流用は見られず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予算流用は8件278万9千円（前年度2件275万円）で、前年度に比べ件数にして6件の増、金額にして3万9千円の増である。

3、実質収支。収支の状況は第7表のとおりである。平成15年度の実質収支は1億762万6千円の黒字であり、前年度に比べて2,720万5千円の増となっている。標準財政規模からして適切な実質収支を示しているといえる。第7表、一般会計収支状況、表のとおりでございます。

13ページ、財政構造の弾力性。健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら、経済の変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する指標としては、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、公債費比率等の指数が用いられる。本町の各財政比率の推移は第8表のとおりである。

ア、財政力指数。財政力を判断する指数で、この指数が1を超える場合には、普通交付税の不交付団体となり、それだけ財源に余裕があるとされている。15年度は前年度より0.009ポイント上昇している。

14ページ、イ、経常収支比率。財政構造の弾力性の指標として用いられ、通常町村規模では75%程度に収まることが妥当とされている。15年度は前年度より1.0ポイント上昇し、硬直化の傾向にある。今後とも経常的経費の抑制を図ると

ともに、経常一般財源の確保に努める必要がある。

ウ、経常一般財源比率。標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する町税等経常的に収入される一般財源の割合で、この比率が100を超える度合いが高いほど、経常一般財源に余裕があると考えられる。15年度は101.1で、前年度より1.9ポイント上昇している。

エ、公債費比率。地方債の借入に伴う後年度の財政負担を計数的に示すもので、この比率が町村規模では12%を超えないことが望ましいとされている。15年度は15.0%で、前年度より2.9ポイントの増となっている。

オ、公債費負担比率。この比率は一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す指数で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。15年度は21.4%で、前年度3.1%の増となっている。

カ、起債制限比率。公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により、基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式より得られた比率の過去3年間の平均値20%を超えると一部の地方債を許可しないものとされている。本町は7.7%である。

以上、全体的に見る中、特に、経常収支比率、公債費比率、負担率が上昇していることから、今後の財政運営には更なる配慮が必要である。

15ページ、起債の状況。平成15年度の起債状況は下記の示すとおりでございます。平成15年度末の起債元金の残額は65億4,838万2千円である。また、平成15年度の償還額のうち充当された一般財源の額は7億5,488万9千円で、約94.4%の充当率である。なお、平成15年度末の政府資金は60億8,215万円で92.9%である。

16ページ、特別会計。

(1) 国民健康保険特別会計。歳入総額9億3,732万3千円、対前年度比4,922万8千円(5.5%)の増で、主なものは保険税2億4,132万8千円(構成比25.7%)、国庫支出金3億8,059万8千円(構成比40.6%)で、全体の66.3%を占めている。その他繰越金1億3,147万9千円(14.0%)、繰入金8,011万9千円(8.5%)療養給付費等交付金8,035万1千円(8.6%)等で、第10表のとおりである。第10表、国保歳入決算の状況、表のとおりでございます。

17ページ、歳出は第11表のとおり、歳出総額は8億4,667万9千円、対前年度比9,006万2千円(11.9%)の増で、主なものは保険給付費5億3,

559万6千円（構成比63.3%）、老人保健拠出金2億3,373万4千円（構成比27.6%）で、全体の90.9%を占めている。比較増減額では、保険給付費9,942万円（22.8%）の増で、これは医療費の増である。老人保健拠出金1,759万円の減は、老人医療の国保被保険者の減によるものであり、諸支出金547万2千円の減は、国等への償還金の減によるものである。第11表、国保歳出決算の状況、この表をご覧くださいと思います。

次に、歳入歳出差引残額は9,064万4千円、単年度収支は4,083万4千円の赤字、実質単年度収支はマイナス4,078万7千円である。実質収支は第12表のとおりである。第12表、国保特別会計収支状況、表のとおりでございます。

ページ数19ページ、第13表、国民健康保険税収納状況、表をご覧くださいと思います。

当年度の実質収支は9,064万4千円で、実質単年度収支は4,083万4千円の赤字である。財政の健全運営とともに、保険税の賦課徴収の公平性確保の観点からも、収納率の向上になお一層の努力が望まれる。また、被保険者の高齢化・医療技術の高度化等により、医療費の増大は免れないという認識のもとに、町民の健康管理意識の高揚を図り、さらには、各種健康診断・集団検診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療により医療費の節減に努められるよう要望する。

20ページ、老人保健特別会計。

歳入総額は11億3,613万6千円、対前年度比1,502万6千円（1.3%）増で、支払基金交付金7億3,255万5千円（構成比64.5%）、国庫支出金2億6,104万4千円（構成比23.0%）が全体の87.5%を占めている。その他、県支出金6,566万9千円、繰入金6,759万6千円等であり、第14表のとおりである。

歳出総額は11億3,770万4千円、対前年度比849万6千円（0.8%）の増で、第15表のとおり、医療諸費は11億2,600万2千円で、総額の99%を占めている。本年度においては前年度に引き続き、歳入不足を翌年度予算の繰上充用で補っているが、不適當であるので、後年度においては、繰上充用が生じないよう努められたい。

第14表、老人保健歳入決算の状況、次のとおりであります。

続きまして、21ページ、第15表、老人保健歳出決算の状況、表のとおりでございます。

第16表、医療費1人当たりの状況、表のとおりでございます。

前年度に比べ、受給者数は減少しているものの、年間医療費1,931万6千円(1.8%)増、1人当たりの医療費4万2,053円(6.2%)の増となっている。今後、健康づくりの推進と適切な検診、また健康診断後の受診の促進などにより、受給者自ら健康に対する意識を高め、本事業への理解が深まるよう、なお一層の啓発を図られるよう要請する。

22ページ、3、介護保険特別会計。

歳入総額は、6億2,122万3千円、対前年度比4,132万9千円(7.1%)増で、第17表のとおりである。主なものは、支払基金交付金1億9,108万5千円(構成比30.8%)、国庫支出金1億6,595万5千円(構成比26.7%)、繰入金8,722万8千円(14.0%)、保険料8,618万7千円(13.9%)、県支出金7,416万4千円(11.9%)で、全体の97.3%を占めている。

歳出総額は、5億9,576万4千円、そのうち保険給付費5億6,891万9千円が全体の95.5%を占めており、対前年度比3,684万2千円(6.9%)の増で、第18表のとおりである。

第17表、介護保険歳入決算の状況、表のとおりでございます。

続きまして、23ページ、第18表、介護保険歳出決算の状況、表のとおりでございます。

第19表、1人当たりの介護給付費、表のとおりでございます。

24ページ、(4)簡易水道事業特別会計。

歳入総額は1億4,233万2千円、対前年度比2,089万3千円(12.8%)の減で、主なものは、使用料及び手数料8,953万3千円(構成比62.9%)、繰入金2,414万円(17.0%)、地方債1,500万円(構成比10.5%)で、全体の90.4%を占めており、第20表のとおりである。

歳出総額は、1億3,547万7千円、対前年度比2,278万4千円(14.4%)の減で、第21表のとおり、水道費8,908万7千円(65.8%)、公債費4,639万円(34.2%)となっている。投資効果が十分に発揮されるとともに、住民の意向を的確に把握しながら本事業がスムーズにできるよう事業推進に努力されたい。

第20表、簡易水道歳入決算の状況は、下記の表のとおりでございます。

25ページにいきます。第21表、簡易水道歳出決算の状況、表のとおりです。

(5)農業用水供給事業特別会計。

歳入総額1,619万1千円、対前年度比196万9千円(10.8%)の減で、主なものは、繰入金1,200万円(構成比74.1%)で、第22表のとおりである。

歳出総額は1,397万1千円、対前年度比152万2千円(9.8%)の減で、第23表のとおりである。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、用水供給施設の維持など、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

26ページ、第22表、農業用水歳入決算の状況は、表のとおりです。

第23表、農業用水歳出決算の状況、表のとおりです。

(6) 鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入決算額は、基金利子50万6千円で、予算現額、調定額に対し100%となっている。

歳出決算額は、基金積立金50万6千円となっている。本会計は、基金の運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要である。

27ページ、資金運用状況、平成15年度各会計の資金運用状況は、第24表のとおりである。下記の表に示してあるとおりでございます。

28ページも表のとおりでございます。

29ページ、ア)、第1四半期は、年度当初であり、支出も義務的な諸経費が主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。特別会計では、4月に収入不足を生じているが、一般会計の余裕金を繰り替え、流用することにより処理されている。

イ)、第2四半期から第4四半期では、特に一般会計に収入不足を生じているが、前期からの持越資金によって対処されている。

ウ)、出納閉鎖期間では、4月に一般会計、特別会計(国保会計を除く)に収入不足を生じ、持越資金によって対処されているが、5月には町債、国庫支出金等で一般会計においては1億762万6千円、特別会計では1億2,361万円、全会計で2億3,123万6千円の歳計剰余金となっている。以上のとおり資金運用は良好に運用されている。

財産の管理状況。

ア)、有価証券・出資による権利及び債権は良好であるが、ペイオフ問題等考慮し、今後十分なる検討をされたい。土地・建物・山林等の公有財産台帳について概ねよく整備されている。なお、公共用地の登記事務については、随時適正に整備さ

れているが、今後も一層努力されたい。また、遊休化している土地については、土地利用計画の整合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

イ)、物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。

ウ)、車両については、運転日誌などの整備もよくされており、今後も車両の点検を充実し、安全確保を図られたい。

エ)、公共施設については、管理状況及び利用状況からして、公共施設としての位置づけができないものもあり、今後において十分検討されたい。

むすび。

本年度の一般会計歳入歳出決算額の状況を見ると、歳入46億9,028万円、歳出45億8,265万4千円で、前年度に比べ、歳入は13.2%、歳出は13.9%の減となっており、形式収支・実質収支は1億762万6千円の黒字、単年度収支も2,720万5千円の黒字である。前年度に比べて予算規模が縮小された中で、積極的に諸事業の推進、また、歳出予算の抑制が図られ努力されたことが伺える。

国においては、国・地方の三位一体の改革として、国庫負担金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを柱とする改革を打ち出す中、本町においてもその影響は大であり、地方税の減収、地方交付税の減額等、財源の確保が厳しい現状は免れられない。このような中、本町においても、納税者が不公平感を抱くことのないよう、地方税法を厳格に適用するなど、収入未済の解消に努められ、自主財源の確保に特段の努力を強く望むものである。

続きまして、平成15年度各基金の運用状況審査意見を申し述べさせていただきます。

第1、監査について。

地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられているが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りはないか、また、基金の目的に沿った運用がされているか、審査した結果は、次のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用さ

れ、計数及び関係書類等審査の結果、適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

国民健康保険高額療養費支払資金貸付金。

この基金は、被保険者が高額な医療費を支払う場合に、被保険者の負担を軽減するため、高額療養費支給まで一時立替する基金で、額は500万円であり、貸付総額は16件、251万8,400円であった。

以上をもちまして、決算審査の報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたして、11時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第44号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第44号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第44号でご提案申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明申し上げます。

今回の整備計画は町道社倉～水迫線改良舗装工事に係る計画であります。この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の規定に基づき、ご提案申し上げるところでございます。

この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますととも

に、その元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりまして有利なものとなります。

なお、当計画を総務大臣に提出する場合、法第3条の規定によりまして、議会の議決を得ることが規定されております。

以上、提案理由につきまして、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第6 議案第45号 「水源涵養林」森林整備協定について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定について、ご説明申し上げます。

「水源涵養林」森林整備協定は、森林の持つ公益的機能の高度な発揮を図るため、河川の流域帯に上下流の地方公共団体が一体となって、分収造林や益林契約等によって、協力して森林の整備を推進することを約束する協定です。

本協定は、下流の熊本市と上流の本町が協力し、本町の大字色見字阿蘇岳3412番地、3416-103番地、大字上色見字猫嶽10-263番地、熊野2760-42番地の区域に分収造林により森林整備する内容でございます。

なお、協定期間は、契約より84年間です。

また、この整備する区域につきましては、山鳥部落と洗川部落との入り会い原野でありまして、両部落に対しまして、本事業に対する事前説明を行いまして、ご協力いただく旨の内諾を得ていただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第7 議案第46号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第46号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） おはようございます。

議案第46号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について、説明申し

上げます。

高森町工場等設置奨励条例の規定によりまして、指定された工場等の固定資産税の課税免除につきましては、農村地域工業等導入促進法、過疎地域自立促進特別措置法の規定の適用を受ける資産としておりますが、引用法律の租税特別措置法が改正され、お手元に添付しております参考資料の新旧対照表のとおり、表中の号が変更されたのに伴い、本条例を一部改正するものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 7 号 高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 8 議案第 4 7 号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。オーガニックアグリセンター長 杉田則秋君。

○オーガニックアグリセンター長（杉田則秋君） おはようございます。

議案第 4 7 号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

この改正は、地方自治法第 2 2 8 条第 1 項の規定に基づき、手数料等を定めるために行うものであります。

内容は、高森町オーガニックアグリセンターにおいて行う堆肥の販売、及び受託作業料等の料金を設定するものです。

別表第 1 は原料購入料金、別表第 2 は堆肥販売料金、別表第 3 は受託作業料金、別表第 4 は機械貸出料金となっております。

以上、説明いたしました。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

-----○-----

日程第 9 議案第 4 8 号 高森温泉旅館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 9 議案第 4 8 号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） おはようございます。

議案第 4 8 号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説

明申し上げます。

高森町内宿泊施設利用者に対し、高森温泉館の入館料の割引を明確にするための条例改正でございます。

どうか、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

-----○-----

日程第10 議案第49号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第49号で提案いたしました平成16年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、人事異動に伴います人件費の組み替え、町道改良に伴う水道工事補償、小中学校統合に伴うバス停留所設置等でありまして、総額で2,230万9千円の増額補正を行うものとしております。これを現予算と合算いたしまして44億3,187万8千円となります。

以下、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9ページの衛生費負担金、7月から8月にかけて実施いたしました住民検診の受診者負担金であります。

10ページに、総務費県委託金、本年度7月に執行されました参議院議員選挙経費の確定に伴うものであります。

11ページに、特別会計繰入金は、老人保健特別会計・介護保険特別会計から15年度の精算金であります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

13ページ、文書広報費は、ホームページ開設に伴いますADSLインターネット回線接続を行う経費であります。また、財産管理費の公有財産購入費は、高森警察署の旧草部駐在所として利用されておりました建物を購入し、貸付住宅として再利用するものであります。

14ページに、税務総務費は、平成18年度に行います固定資産評価替えに係る基準鑑定業務の委託料であります。18年度の評価替えについては、評価基準調査日が平成17年1月1日となることから、今年度に不動産鑑定をする必要があり、計上いたしました。

16、17ページに、参議院議員通常選挙費は、選挙費確定に伴う補正であります。

18ページに、障害福祉費は、支援費制度に関わる経費の組み替えであります。

20ページに、保健衛生総務費の委託料は住民検診に伴います補正であります。

21ページに、畜産事業費、事業縮小に伴います減額補正であります。また、農林業地域改善対策事業費は、町施設にありますガラスハウスが今夏の激しい雷雨により被害を受けたことによる避雷器設置等の経費を計上いたしております。

22ページ、湧水館管理費は、トンネル内の目玉でありますウオーターパールの故障の際に、いつでも来場者に鑑賞してもらえるように、ストロボライト部分の予備を購入する経費を計上しております。

23ページに、土木総務費の役務費は、国の里道・水路払い下げに伴います事務手続料を計上しております。

24ページに、道路維持費は、小中学校統合によるスクールバス路線の改良費を計上しております。

25ページに、道路新設改良費は、町道の改良に伴います路盤強度測定の委託料、水道管布設替えによる簡易水道特別会計の補償費等の計上であります。

26ページに、住宅管理費は、現在、未舗装の須坂B団地駐車場が雨により町道への砂利が流出することや、12月から使用料徴収に伴い整備する必要があることから、270平米の舗装工事を行うものであります。また、非常備消防費は、台風16号の被害調査及び現場復旧のために、出動を要請した消防団員の出動手当を計上しております。

27ページに、教育費の事務局費は、先に説明いたしましたが、草部南部小学校・草部中学校の合併統合に伴いますスクールバス停留所を13カ所に設置する経費を計上しております。また、停留所は一部町有バスの停留所と兼用する計画であります。また、高森中学校剣道部の全国大会優勝記念事業費への補助金を計上をいたしております。社会教育施設費は、色見生涯学習センターの体育館の電灯調査手数料と修理費用を計上しております。

28ページに、学校給食費の備品購入費は、高森中央小学校共同調理場の冷凍冷蔵庫が約10年経過し、現在まで修理をしながら使用してまいりましたが、現在、フロンガスが廃止になり、今回買い換えのための経費を計上しております。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、ご審議いただき、決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 0 号 平成 1 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 1 2 議案第 5 1 号 平成 1 6 年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 1 議案第 5 0 号、平成 1 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第 1 2 議案第 5 1 号、平成 1 6 年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 5 0 号及び議案第 5 1 号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第 5 0 号、平成 1 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ 1, 5 9 9 万 5 千円を追加し、総額を 8 億 7, 9 5 3 万 6 千円とするものです。

7 ページ以降の内容を説明させていただきます。歳入は、高額医療費共同事業負担金の款 4 国庫支出金、款 6 県支出金を同額の 7 1 万 4 千円、款 1 0 繰越金は、1 5 年度決算に伴い、既定予算との差額 1, 3 4 5 万 4 千円、8 ページの款 1 1 諸収入の一般被保険者第三者納付金は、額が確定したことにより 1 1 1 万 2 千円をそれぞれ増額補正いたしました。

また、9 ページからの歳出は、今後の事業見込みによりますものが主で、一般被保険者療養費、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費、出産育児一時金等をそれぞれ増額補正しております。

次に、議案第 5 1 号、平成 1 6 年度高森町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、1 5 年度会計の精算によるものが主で、既定予算に歳入歳出それぞれ 4 7 2 万 2 千円を追加し、総額を 1 1 億 5, 4 9 5 万 7 千円とするものです。

6 ページの歳入は、社会保険診療報酬支払基金からの 1 5 年度精算金を増額補正、7 ページからの歳出も 1 5 年度精算によります国・県に対する返還金、及び一般会計への返還金を計上いたしております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 5 2 号 平成 1 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 1 3 議案第 5 2 号、平成 1 6 年度高森町介護保険特別

会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

議案第52号でご提案申し上げました平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成15年度の歳入歳出の確定によりまして、歳入予算への繰越金計上及び歳出予算の県補助金の償還金並びに町への繰出金の返還をするための補正予算でございます。

慎重審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明いたします。

-----○-----

日程第14 議案第53号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第15 議案第54号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第15 議案第54号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第53号及び議案第54号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

それでは、まず始めに、議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成15年度決算繰越額の確定に伴います繰越額の補正と、受託事業収入の追加に伴いまして、既定の歳入歳出にそれぞれ1,076万2千円を追加し、予算総額を1億6,591万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページからご説明いたします。

歳入の款4では、実質収支による繰越金補正額535万5千円と、款5の諸収入の受託事業収入540万7千円の合計1,076万2千円を追加補正いたしました。今回の受託事業収入の補正につきましては、町道天神～前原線と町道社倉～水迫線の道路改良工事に伴います水道本管布設替え工事でありまして、建設課の受託事業の収入であります。

7ページの歳出では、現在、計画中の草部の管山地区、未普及地域の水量確保のための地下水源調査業務委託料84万円と、町道天神～前原線並びに町道社倉～水迫線水道本管布設替え工事2件分の工事請負費540万7千円、款2の公債費の償還金利子分4万3千円を補正し、繰越残額の447万2千円を予備費に補正計上いたしました。

続きまして、次に、議案第54号でご提案申し上げました平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

農業用水の補正につきましても、平成15年度決算繰越額の確定によりまして、既定の歳入歳出にそれぞれ72万円を追加して、予算総額を1,575万6千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページの歳入からご説明申し上げます。歳入の第3繰越金は、実質収支額72万円を補正計上いたしました。

7ページの歳出では、農業用水施設の電気系統の修繕が年々増えてきておりまして、当初予算の残額も不足してまいりましたので、今回、繰越補正額の72万円をそのまま修繕費に補正計上いたしました。

以上、議案第53号、議案第54号について、ご提案申し上げましたが、説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

日程第16 議案第55号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第16 議案第55号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第55号でご提案申し上げました平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,209万7千円を追加し歳入歳出予算の総額を1,294万6千円とするものであります。

内容についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成15年度決算に伴います赤字1,209万7千円を運営基金からの繰入金により南阿蘇鉄道に対し補填措置を講じるためのものでございます。経常経費につきましては、削減の努力がされておるようでございますけれども、収入につきましては、俵山トンネル開通に伴う自

家用車・バス利用者の利便性の向上、また、グリーンピア南阿蘇の閉館による利用客の減少がありますとともに、トロッコ列車におきましても、長雨が収入にそれぞれ影響しているとのことをございます。会社におきましては、本年度後半から人員の削減を実施されるなど、リストラ等にも取り組んでおられますが、町としましては、関係町村と南阿蘇鉄道運営協議会の積極的関与の方法等、再度お諮りしまして、健全な運営につながるよう、努力してまいりたいと考えております。

なお、基金の取り扱いにつきましては、低金利政策が今後とも続くことが予想されますので、できる限り、有利な方法により運用できますよう慎重に対応していくこととしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時30分

9 月 1 5 日 (水)
(第 2 日)

平成16年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成16年9月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

14 番 後 藤 英 範 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	佐 伯 実 範 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君
保 健 福 祉 課 長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農 林 振 興 課 長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水 資 源 対 策 課 長	桐 原 一 紀 君	高 森 中 央 出 張 所 長	田 上 真 一 君
草 部 出 張 所 長	岩 下 生 人 君	野 尻 出 張 所 長	岩 下 健 治 君

収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。14番 後藤英範君からは、欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託並びに採決を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯ですが、今回の場合は、台風16号・18号、続けざまに九州を襲いまして、この高森町も16号で多大な被害を被り、また18号で16号の際に被害を被っていなかった地域が今度は被害に遭うということで、大変な台風であったかなというふうに思います。

今回の専決処分については、その災害復旧活動等についての主な修繕料が入っておるようでございますが、災害復旧のめどですね、大体どの時期あたりには災害が来る前の状況に戻ることが可能であるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 現在、調査をいたしまして、臨時修繕あたりできる分に関

しましては、こういった形で専決なり、また、今議会の中において補正で提案させていただき計画をいたしております。予算を議決いただきますれば、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何分、今から収穫の時期に入るわけですね。田んぼにしても、いろんな路地野菜等についても、一番高森町がメインとしておる夏秋野菜と言われているだけあって、今からの時期が一番収穫の時期になるわけですね。ですから、やはり今回、専決処分です緊急を要するというので、こういう補正予算を組まれているわけですが、だからこそ、やはり早急に現況復旧を急いでいただきたいと思っております。

それと、公共災害と農災とあるわけですが、だんだん公共災害については、査定等で町がいろいろ見て、査定官が来て、国・県から来られてやっていくわけですが、一番難しいのは、農災だと思うんですね。農業災害等で個人負担も若干なりと出てまいりますが、出てきた際に、もう農家自身が自分の個人負担をする力がない場合があるんですね。もうなかなかそこまでできなくて、後継者もおらんけん、もうしょうがなくという人達が出てくると思うんですが、しかし、それでは通らんとするんですね。やっぱり農地保全をしていくことによって、今後、その持ち主が農業をやっつかないにしても、その農地が今後、農地として存続していくわけですから、もらわないと困るわけですから、その件について、その個人として個人負担分をできないという方達が出た場合について、どのような対策を町の方で組んでいかれるのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、農家対策というのも十分必要かと思っておりますが、今現在、農地災害につきましては、当初、災害が発生した時点で65%、これを補助として残りを受益者負担ということでやっております。その中で、受益者負担というのが出てくるから厳しいんだということで、農地災害等につきましては、再三再四うちあたりとしましては、農地保全を優先に考えていただいて、よろしくお願ひしたいということで、今の状況としては、頭を下げていく方法しか今の段階ではございません。これが激甚災害等になれば、この補助の率がアップするから、そういう方向でできるだけ受益者負担が少なくなるようにということを県にはお願ひし、また、受益者にも最低でも65%で35%については受益者負担になりますが農地保全でやりたいと思っておりますのでということで、うちの調べました状況では、大体農地

災害等で3,000万円程度ということで、一応被害額を上げておりますが、今現在、所有者等にこの状況を全部理解していただくために回っておりますので、件数的には今現在、7件上がっております。でも、この件数が7件全部受託、本人達が「はい、わかりました」というのが何件になるかというのが、今の段階でちょっと定かではございません。できるだけ私達としては7件全員その内容をご理解いただいて、農地保全に努めていただきたいというふうに努力しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） こちらの方からすれば、災害を受けられた方をお願いをせざるを得んというところらしいですが、そもそも去年は確かに冷夏とか、いろんな自然状況があって、米の価格が高くて、少しぐらい災害を受けたならば、もうどうしても農災にでもかけて、農地を確保して、作付をしようというやる気はあったと思うんですね。ところが、米もやっぱりほかの野菜と変わりませんで、やはり相場が非常に左右する時代になってまいりました。1万5,000円なのか、1万2,000円なのか、1俵当たりが、わからない。今、全国的な作柄等を見てみると、やっぱりやや良だと、豊作なんです。豊作になってくると、大体政府買入米数というようなものはほとんどないのも同然ですから、自主流通米、市場価格になってしまうわけですね。そうすると、いいところの米は1万5,000円、または直接販売されている方達は1万5,000円以上若干なりと高く売られると思うんですが、しかしながら、やっぱり高齢者の方で細々と農業をやっている方達、その方達が一番持っているんですね、棚田というのをね。昔ながらの旧田なんです、棚田を持っていらっしゃる。そういう田の方が一番災害に遭う確立が高い。そういう人達が今回、こういうふうな災害に遭った場合について、じゃあ、35%自己負担して、その田んぼを保全していくかということは、私はなかなかできないんだと思うんですね。しかし、それを災害復旧をしてもらわないと、そこからまた二次災害が起きる可能性がある。その壊れたところから、また水が入って、ほかの下流域、ほかの地域にどんどんどん飛んでいく恐れがあるわけですね。ですから、やっぱり高森町の基幹産業が農業であり、やっぱり農畜産、林業であるということが皆さん方、もう承知されているわけです。そうすると、今後、農地保全に対して、いかがかの負担の軽減措置を考えていかんと、国・県の補助率を考えて、ただそれだけでそれをトンネル式に、受益者の方に協力を願っても、僕はもうそれができない時代に入ってきていると思います。

ですから、やっぱり今回みたいな災害の時に、できれば、激甚地災害なんてとい

うのには、もう九州全体が今回の台風では被害に遭っているわけですから、恐らくかかるわけがないわけです。ですから、そういう時には、どうか激甚地災害に見合うような手だてを高森町が独自にするぐらいの考え方、意気込みというのを私は持っていかねばならないと思うんですが、そうでないと、やっぱりどんどんどんもう田んぼが崩れた、畑が壊れたことを原因で、離農される方達が出てくると思うんですよ。離農していけば、どんどんどん農地は荒れ放題になってきますから、そういうことがないようにするためには、私は激甚地災害になれば、補助率が上がってくる、負担率が下がってくるというのであるならば、こういうふうを広範囲にわたって災害が起きた場合については、高森町は激甚地災害に見合うぐらいの負担率に下げてやるぐらいの政策を組んでも私はいいんじゃないかというふうに思っておりますが、その点については、専門家の方ではとても仕方ないんですね。町長がどのように考えておるか。農業に対して、その程度の考えを持っておるか、持っておらんのか、これもお金が必要なことですが、その程度のことをしていかなと、あなたが好きなどころばかりに補助金をやっておったっちゃ、これじゃいかん。災害を受けるのは、皆、周り全員がそういうふうな立場にいらっしゃるわけですから、やっぱり災害を受けた場合については、こういうふうなことを町は独自に考えておるといようなことを何か言ってもらわんことには、今から先、農家はどんどん衰退していってしまいますけども、どうでしょう。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。

確かに、災害等につきまして、先ほど、当初のあいさつで申しましたように、できる限り、何らかのご支援を申し上げたいと、もちろん、皆さんと、先生方と相談したのちでございますけども、また、今、農協さんの方とも縷々打ち合わせをしております、また、できるところは共済保険とかいろんな手当がございます。そのあたりも十分認識しながら、どの分についてどのような支援が一番必要なのかは十分今後とも検討していかなければいけないなと思っております。

棚田の問題にいたしましても、これは十分私ども認識しておりますし、また、今年が切替ということで、棚田については、今の状況で再度、国が支援をするということに決定がなされたようにお聞きいたしておりますし、また、田んぼにいたしましても、田の方は激甚ともなれば、補助率が全然違いますし、ただ、一番問題なのは、山間部に関しましては、畑が多うございますし、また畑の崩壊がかなり進んでおるのも事実でございます。畑につきましては、なかなか国、また県の方の施策に

おきまして、その支援の仕方が内容が違っております。その分を十分検討しながら、できる限り、また農協さんとも相談しながら、手助けができることからしていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何しろ、高齢化が進んでおります。ですから、特に、棚田を持っているところは、高齢者の方が多いわけですから、その点について、この災害を契機にうちはもう農業をやめましたというようなことがないように、高森町においては、激甚地災害に指定されない場合においても、やっぱり激甚地災害並みの農地保全の政策というしっかりとしたものを財政も一緒に入っていて、今後、計画をしていただきたいと思えます。

それから、高森町が国立公園にこちらの方、指定されているところがあるんですが、国立公園というのは、緑が多くて、自然が豊かで、非常に景観風靡で、いろんな条件が重なって国立公園だと思うんですが、山も流れている所がある。山肌がはげて、もう泥の色が見えているところなんていうのも結構あるわけですね。そういうところについても、今後、やっぱり緑を大切にということであるのならば、環境省あたりと今後、十分相談をしていただいて、やはり自然を守るためにも、いろんな制限とか、紐とか、いろんな線引きとかばかりじゃなくして、緑を守るためには、お金も出していただけるような要求を今後、国に対してしていただきたい。なかなか国立公園に指定されていても、指定された農家の人達は何もメリットはございませんから。車が多くなって、道に出る際に、一々待っておかなくちゃならない。トラクターでうちあたりはバイパスを横切る時に、要するに、一の宮側から来る車が来ているなどと思って、トラクターで待っている、行ってしまったなど思うと、今度は高森町側から来る、なかなかそこあたりで時間的なロスも出てくるわけですね。観光地だから、それでいいじゃないかと言われるけれども、やはり高森町は農業を基幹とした産業の町でございますから、その辺も踏まえて、やはり国立公園に指定していただくならば、もう何もメリットはないわけですから、やっぱり国立公園に指定していただいて、私達は本当に生活も楽になった、そういうふうには言わなければ私はないと思えます。

今日、広島の高島の災害が出ておったですね。あれは重要文化財に指定されていて、国と県と町がその復旧費を払わなくちゃならない。大体軽微であるならば、重要文化財に指定されておるその神社が復旧にかかる費用を出すそうです。しかし、今回みたいに大きな災害だった場合については、国と県と町がみるそうです。

ということは、重要文化財に指定されてよかったのか、悪かったのかという問題もこれは全体的に出てくるわけですから、国立公園に指定されて本当によかったと言われるような、これは重要文化財も国立公園も一緒だと思うんです。やっぱりそういうふうな財政的な支援も環境省の方にどんどん話していくぐらいの熱意を持って、今回みたいな災害の場合は、特にですよ。今後、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

認定第1号 平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第44号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君） 議案第44号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） この案件については、建設経済の方というようなことでございましたので、私はちょっとお尋ねをしたいと思いますが、この辺地に係る特別措置法を受ける地域ですね、今回で2回、確か、2度上がってきたと思います。ちょっとわからない部分があるわけですが、この辺地の指定、地域ですね、これが2度とも同じ地域でこうふうなことが上がってきたようでございますが、ほかの野尻とか、草部北部辺りもその指定を受けておるのか、ちょっとはっきりわかりませんので、お聞きしたいというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 辺地に係る総合整備計画のことでございますが、今現在、辺地指定と言いますが、指定ということではありませんで、総合整備計画をつくるということになっております。高森町内で申しますと、今、辺地の計画ができないところが色見・上色見・旧高森地区、他の地域については、そういった事業計画をもとに辺地と転地数というのがございまして、それが100点を超せば、辺地の事業ができるということでございますので、色見・上色見・高森地区以外につきましては、そういった条件があれば、この計画に基づいて、辺地対策事業債の借入ができて、しかも、その8割につきましては、過疎よりも10%高い交付税の方に元利償還金が算入されるということでございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） これはやっぱし、この事業を受けるためには、町の総合計画の中で、早くから計画を県なり国に示す必要があるというような内容になっておるようでございます。辺地に係る特別措置法、あるいは、過疎地域特別措置法ですかね、中身はあんまり変わらないようでございますけれども、どっちかという、この辺地に係る特別措置法の方が率がいいように見受けられるわけでございますので、これまでいろいろ議会でもこれは審議されてきておったであろうと思いますし、できれば、こういった形の中で、特に、山東部はいろいろ事業をする時に、早くから計画を立てて、この制度を利用するにほかならないというふうに思っておりますので、もう一度、見直すというか、その辺をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議員さんおっしゃるように、確かに財政的に非常に有利な制度でございますので、今後ともいろんな事業につきまして、こういった制度を、該当する事業につきましては、優先的に過疎よりもこちらの方をうちの方としては整備計画を上げて、承認いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、13番 佐伯ですが、社倉～水迫線の改良事業については、15年度作成の基本計画書の中にも1億2,000万円で計画が上がっております。今回、辺地債を使つての事業というのが、8,070万円ですかね、ということで、若干4,000万円ほど残ってくるわけですが、それについて、この計画と今回の辺地債の金額と若干違ってくるような気もいたしますが、その点については、あとで詳細に説明をしていただきたい。前もって聞いておけば、私も改めて聞く必要はなかったと思うんですけれども、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

それとあと1つ、甲斐廣國議員が辺地地域のいろんな計画の件を言われました。今回の道路の整備計画見させていただくと、社倉～水迫線が、要するに幅員7メートルでつくられるわけですね。私も日ごろから考えているわけですが、非常に草部南部については、国道が走っております。そして、国道の整備も進んでおる。そして、国道以外にはあとは町道でいっておりますから、その町道整備も少しずつ進んでおるということで、道路的な過疎地域的な見方というのは、だんだんだんだん薄れてきよるんじゃないかなと思うんですが、一番ネックは草部北部地域だと思うんですね。なかなか草部北部には県道の津留～柳線があるわけなんですけど、津留～柳線のカーブカットもなかなか進んでいない、蘇陽町の猿丸を通っていくわけで、なかなか複雑なんですね。非常に厳しい状況ではあると思うんですね。今回も高尾野地区の方達から陳情書も上がっておりますが、やっぱり村山～高尾野線あたりの改良、あれも難しい問題があると思うんですけれども、しかしながら、道路の状況で非常に困っておると、交通状態で交通網で非常に困っているというのが現実であると思うんですね。ですから、甲斐廣國議員の方からそのような質問が出てきても当たり前だと思うんですが、今後、草部北部地域も辺地債の対象地域でございますが、その辺について、うちの財政がそれほど許すような財政じゃないと思うんですが、県道の津留～柳線の改良状況、改良計画、それと合わせて、高森町、旧高森か

ら草部北部につながっている草川原から赤羽線、それと村山～高尾野線、それとあと、何線かあると思うんですけども、そのあたりの道路改良の計画等があれば、お聞かせをいただきたいなと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、先ほどの社倉～水迫線の1億2,000万円、それから、今回の8,000万円ということについて、まずお答えさせていただきたいと思います。その件につきましては、計画には5年計画ということであげておりますし、その総事業費と概算的に上げておまして、年度年度、設計をした段階でというような状況で、若干の金額の変更もあろうかと思いますが、これから先、社倉～水迫線については、将来的に、水迫まで一応つなぐということを前提にということで、事業を計画しております。今回の事業費につきましては、通称、三郎の辻といいますが、あそこまでの事業費がこれだけ、ですから、これから先、また、若干の総額に変動があろうかというふうに考えております。

それから、事業計画ということで、南部線ということでしておりますが、件数的には、前々回だったですか、いろいろご指摘も受けました部分もありまして、道路整備事業につきましては、大体今現在、基本計画の方に上げております件数で20件弱になりますか、それから、保守事業、それから単県の道路事業負担金というようなことで、うちの方からは財政の方に要望しております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 県道改良事業負担金につきましては、ほとんどの経費を県の方で賄います。その一部が町の方に負担金として同意するかというのがありますが、完全にこれにつきましては、町でやる事業でございませぬけども、町内を走っているいわゆる幹線道路でございませぬので、予算面におきましても、優先的とまでは申しませぬが、その辺の財政状況を考えまして、ほぼ満額で県道改良については予算を付けている状況でございませぬ。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） そこから草部北部の道路網に入っていくわけですが、現在、草部北部を走っている県道津留～柳線については、祭場地区の橋が今村から入ってきているところの三叉路のところですね、お宮の前、あの辺りの改良と所々のカーブカット等が行われておるようでございませぬが、しかし、一番のネックは、やっぱり草部北部に入っていくところの道なんですね。高森町から草部北部に入るところの道が一番ネックなんです。そこあたりの改良計画がどうなっておるかということ

をお聞きしたかったんです。要は、どんなに中が広くても、入り口が狭かったら最初から入らないわけですから、そこあたりが今後、県がどのように考えておるかということですよ。野尻だってそうですよね。高森東小学校の横は狭いんですね。交差点は広いけど、狭い。津留に行く途中の橋は架かりかかっているけれども、そのままなんです。だから、架かるだろうと思って、野尻の振興のためにいろんな事業をやっているけど、結果的には、道が通じないから利用価値がなくなって、反対に置き古しという状況になってしまいつつあるんです。現状ではね。だから、その点について、県がどのように、少しずつつまみかけた道路を最終的には改良してしまうのかと、そういう計画をお聞きしたい。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 現在、県事業につきましては、毎年毎年、ちょうど8月に県の事業に対するヒヤリング等がっております。その中で、一応、うちの方としましては、やはりそういうふうな地域の中心地へ結ぶ幹線道路、これの改良を早急に急いでくれということで、特に、津留～柳線、県道ですね、それから高森～波野線、それから竹田～五ヶ瀬線、それから新波野線、このあたりについての道路改良、これについては、早急をお願いしたい。県の方からは今現在、高森町においては、川田代の橋の架け替えで2億円程度の事業をやっておるから、順を追って進めていきたいというような回答はいただいておりますが、今現在、橋に全部その予算を食われているというのが現状でございます。町としましては、あくまでも幹線を結ぶ線については、十分必要ですのと、ヒヤリングの中でもそのあたりというについては、十分私どもの方からは県に要望している状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 川田代の橋がいつできるか、なるべく早く架けていただきたいし、供用を開始していただきたいという希望がございます。

高森町は、ご覧のとおり広いですから、県道もかなり走っておるわけですね。今言われた県道が確かにあります。しかしながら、私達が今、必要としているのは、どこかというのは、やっぱり地域と地域をつなぐところ。そこが幹線県道なんです。その幹線県道がいかに機能を果たしてくれるかということをお私達願っているわけですから、やっぱり津留～柳線はこれはどうでもこうでもこれ、優先からいけば、もう順位にランクされなければならないと思いますし、あと1つは、やっぱり県道の熊高線、辺地債の今回の予算、計画書とは違いますけど、議案とは違うんですけど、やっぱり県道熊高線あたり、やっぱりこのあたりの整備をどのよう

に県に対して働きかけをしていくかということですね。

白水村なんていうのは、話を聞いてみれば、白水村は話聞いたらば、何かしらんけれども、県道の熊高線から今の325号線のバイパスまで道をつなぐような話なんですわ、直接。そうされたならば、それはあなた、広い道行った方が皆喜ぶから、先まで行って、両併まで行って、両併の先で皆ぐるぐる回っているけれども、ああいうようなことはしないで、白水から全部バイパスに下りてしまいますよ、これは。

だから、やっぱりこの辺地債の計画も一緒なんですわ、県と駆け引きをちゃんとしていただきたいと思うんですね。いろんな道路整備事業、いろんな起債事業を起す際に、県との協議の中で、やはりあんたらがせんけん、私達はこういうふうな形でこういうふうな道の整備をしていかにかいかんのですよと、本線ができるから、町が町としてバイパスをつながにかいかんじゃないですかと、だから、あなた達が組んでくれれば、あえて私達は高補助率のこういう辺地債も使わないでいいんですよというような駆け引きをしながら、やっぱり道路整備、環境整備というのは、私はやっていく必要があると思うんです。県の言い分だけ聞いておったならば、やっぱり県は県議会議員の強いところばかりにどんどん予算配分をしてしまう恐れがあると思います。

ですから、やっぱりそういうことがないようにするためには、やっぱり町の職員も弱い立場ではあるかもしれませんが、公務員としては同等な立場であるという認識から、県の方とやっぱり道路整備、いろんな環境整備については、予算のとりやいは駆け引きをしながらやっていただきたいと思うわけですが、そのあたり、総務課長か、町長だと思うんですが、これは町長の方がいいかもしれんですけどね、一応よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 全くご指摘のとおりでございますけども、今、熊高線、いろんな問題点があるかと思っておりますけれども、熊高線に関しましても、これはもう随時、せっかくのいろんな高森町も観光地にいるわけでございますから、一日も早く開通をお願いして、地元の地権者の方々の理解を得るために、去年の暮れにかけまして、現議長さんと一緒に地域を回りました。やっとOKをもらって、今年の頃の取り上げ後といいますか、今の時点で土地の交渉が県の方から直接あっているように聞いております。

それとまた、川田代橋の方でございますけども、今現在、橋架けの準備がしてあ

ります。もちろん、橋だけが広がっても、東中学校から下る道は狭うございますから、当然、あの間をやらんことには、道路改良していただかんことには、話にならん、何の意味もありませんと、それ蛇がわくど飲んだような道ですばいというようなことで、県の方にも逐次話しておりますし、上の高森公園に1つの取付道路にいたしましても、国道から右折ができませんとか、そういうこういう道をつくったらどういふ道ができますとか、いろんな問題は一緒に地域の方々も協力をいただきながら、今、県の方にも1つ1つ要望しているところでございます。

先ほど、13番議員さんおっしゃいましたように、なかなか地域は広うございませんと、県道等につきましても、かなりの距離がございます。1つ1つを着実に改良していかなきゃならんと、そのように思っておりますし、津留～柳線につきましても、今現在、高森町の方からこの前も議員の方々にお話ししたかと思えますけれども、やはり生コンの上に関しましても、何とか1つでも交差点に関しましても、改良ができるものならと、国・県の方の補助を使ってできることならと思っております、今、交渉に当たっているところでございます。できる限り、精一杯交渉に努めたいと思っておりますので、ご協力方、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） がんばっていただきたいと思えます。今回は、草部南部の辺地債の件で議案は提出されておりますが、そもそも草部北部の道路整備についても、やっぱり一緒に考えていただきたいという希望からでございます。

今、町長が言われたけれども、生コンの上の道路と言われますが、あそこは元々措置改良の整備事業で行ったものでございまして、あれを改良する際には、うちの祖父が当然、村山の駐在員をしております。あの際に、県に陳情、またお願い、それと、環境省との協議等を進めておった経緯は日ごろからうちの祖父が生前、いろいろと話をさせていただきました。清栄山を登る、あの道路ですけれども、あれは非常に厳しかったそうですね。石ころ1つを当時の環境庁が写真に撮って、この石を動かしてはならない。この木を切ってはならない。さまざまな制限があつて、それをクリアしながらやったがために、ああいうふうな曲がりくねった道路になった。勾配もありましたけれども、ああいうふうな道になっているわけですね。ですから、あの道路については、やっとできた道路だというふうに思っております。ですから、あのやっとできた道路を今度、高尾野の人達のために広げようか、そう思つても、なかなか私はあそこを道路の幅員の拡張というのは難しい問題があると思うんですね。ですから、やっぱり新たな道路を建設する、非常な金額がいると思うん

ですけれども、やっぱりそのあたりの計画等についても今後、考えていくべきである。

また、それと併せて、先ほどから言っておるように、津留～柳線の整備を早急に今やりかけている分ですから、やりかけた分については、早急にやっていただかんことにはいかんということ、くれぐれも県の方に話をさせていただきたいと思えます。何分、津留・野尻地域においても高齢化が進んでおります。話を聞けば、50%以上の高齢化率50%以上の集落が何カ所もあるそうです。ですから、やっぱり早く、津留が人で賑わうような、やっぱり町を生活している間に見せてあげたい。そのように思っております。ですから、せっかく朋友館もできて、すばらしい大谷のダムもあるし、いろいろと自然も豊かでございます。ですから、そのためにも、一生懸命守っている人達が入ってくる姿が見えるように、元気なうちに見えるように、私は早期に道路改良については、県の方にお願いをしていただきたい。そのように考えておりますから、よろしくお願いをいたしておきます。

それと、町長にくれぐれも言っておきますが、高森町では蛇がわくどを飲んだような状態というのは通じますけれども、おそらく熊本県ではそういう言葉は通じないと思えます。市内ではね。市内では、極力共通語を使って、人が理解しやすいような言葉を使ってお願いをしてください。私もこういうふうに議会で質問する際については、言葉遣いに十分気をつけて、わかりやすいように、喋っておるつもりでございます。しかしながら、なかなかわからない部分もございます。ですから、相手に理解されるためには、なるべく相手が理解できるような言葉を使って、どンドンどンドン陳情、お話をさせていただけるように、お願いをしておきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 後ろの佐伯議員が非常に心強いご支援のご要望を聞きまして、私も大変安心したところでございます。もう本当に草部北部、私も議員になりました、何回も陳情を重ねてきたところでございますけれども、なかなか前に進まないということでございます。今、同僚議員からも大変心強いご支援もいただきましたので、是非、津留の橋も架かりましたし、祭場までは何とか改良のめどがほとんどでき上がったと言っていいぐらいであります。あれからこっちがどこをどうしてやったら一番経済的にもあるいは経費的にもまた住民のためにも一番いい道路ができるかということで、町をあげてと言いますか、そういう形でひとつ前進するような形でひとつ県に働きかけ、これは県道でございますので、県に働きかけて、一日も

早く道路の改良ができますことを切にご要望申し上げまして、私の要望とさせていただきます。よろしくお願ひしておきます。

○議長（相馬俊行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第45号 「水源涵養林」森林整備協定について

○議長（相馬俊行君） 議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

この件については、今朝の熊日新聞で書いてございまして、これ、高森町の皆さんもご覧になったと思います。今までは八景谷の水源に行つて、水の資料館かな、水の科学館かな、あそこに行くと、熊本の水瓶はあたかも阿蘇北部みたいな感じでいつも書いてあつたわけですね。あつちは黒川があるわけですが、こつちの白川がどう見ても、阿蘇郡全体が熊本市の水瓶じゃないかなというふうな考えを持っておりまして、八景谷の水の資料館ですか、水の科学館か、あそこに行つて、あの資料を見ると、いつも私は首を傾げなければならないような状況だったんですが、今回、このようにして、水源涵養林の整備協定について、森林の整備協定について、熊本市と結ばれるということで、やっと熊本市も高森町の水源についてということ深く考えられるようになったのかなというふうに歓迎をいたしておりますが、今後、こういうふうな水源涵養林、森林整備協定というのは、どんどんどんどん高森町は増やしていかなければならないと思います。熊本市と協定、そうしていかなければならないと思いますが、植林については向こうの費用だったですね。確か、熊本市がみるということだったと思うんですが、手入れについては、そこまではどう

だったかなということをお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 植栽から管理につきましては、熊本市の方で対応されます。その手入れをされる時の雇用関係を地元でなるべくお願ひしたいというふうにお願ひをいたしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。何分、山、いろんな原野等についても、存続が非常に厳しい中で、以前からもう数年前から分収林、いろんな町有林あたりの管理についても、山鳥地区については、昔から広葉樹を植えていただいております。以前は、ほとんどが杉・檜でやってこられたんですが、やっぱり杉・檜というのは、急傾斜地では非常に危険度が高いものですし、また、水の保水能力も低いということで、環境面も考えて、広葉樹を植えていただいていたという経緯がございました。今回も中身見てみますと、広葉樹を中心ということでございますから、大変喜ばしいことであると思ひます。

しかしながら、広葉樹であると、杉も一緒なんですが、木であると一緒に思うんですが、今回みたいに16号・18号の台風で途中折れたり、根が折れたり、根から折れたりするわけですね。話を聞いてみれば、一心行の桜なんていうのは、広葉樹、山桜も混ぜているそうですが、あれなんていうのは、かなりいかれたそうで、大変心配なところもあるわけですが、その折れた時の販売したり、それを整理したりする時はどうなるんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） これにつきましても、一応、熊本市の方で保険にかたられるということになっております。その保険とか、そういったいろいろな手間を引いた残りで収益があった分に関しては分配するというふうになっております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森ですが、文書どおりに契約を見ているわけですが、この中に今の分についてはうたってあるような感じがするわけですね。甲は造林地に対し、次の各号のとおり植栽を行い、植栽した樹木（以下「造林木」とい

う。)を保有し、かつ、これに伴う管理業務を行うものとするということです。管理一切は市が持つという形になっていると思います。植栽の予定樹種については、広葉樹とうたっていますので、そこらあたりが一番大事な部分ではなかろうかと思います。そこらへんはどがんですか。この契約と、今、答弁、いろいろ金銭的なものが出てきておりますので、はっきりした形で答えていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 一応契約書のとおりでございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第46号 高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第46号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、高森町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号、高森町税特別措

置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第47号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私ばかりちょっと言うようでございますが、13番 佐伯です。

有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例についてですが、これ、使用料等の徴収についてということで、これ、代金がかかるわけですから、これについては、条例についてはちゃんと決めておく必要があると思いますが、原料購入ですね、原料購入、それぞれ肥育牛糞が1トン105円、消費税も含んでだと思うんですが、鶏糞・豚糞・酪農糞・刈干牛糞・バークということなんですが、これ、法律でいけば、畜産廃棄物ということで、畜産廃棄物処理法が今度、変わって、それぞれの畜産農家がそれぞれの負担をして、その畜産廃棄物の適正な処理を行おうという努力をされておるわけですが、こういうふうに肥を買っていただければ助かるわけですね。ただ、これについて、水分の含有量あたりがそれぞれ違うと思うんですね。肥育牛糞・鶏糞について、また豚糞についてと、それぞれの糞について、水分含有量が違うわけですが、私は、この推進施設設置条例の中身は見ておりませんが、その水分の含有量までそれは統一されているものかどうかというのをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） オーガニックアグリセンター長 杉田則秋君。

○オーガニックアグリセンター長（杉田則秋君） 現在のところ、水分含有量はこの算定の中には見込んでおりません。要するに、トラックスケールにおいて、1トン当たり105円ということでお支払いすることにしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 水分含有量というのが、一番影響してくると思うんですね。醗酵させる際にも、やっぱり水分量が多いのか少ないのか、乾燥していれば、その分、トン数も容積が大きくなるわけですね。重さだけでいってしまうと、重さでも容積でいっても一緒だと思うんですが、容量でいっても一緒だと思うんですが、やっぱり水分含有量がどうであるかということが一番ネックになってくるんじゃない

かなと思います。

豚糞1キロ当たり水分量がうちあたり豚糞っていますが、豚糞1キロ当たりに、10キロ当たりでいいと思うんですが、10キロ当たりに水分がどれだけ入っているか、最終的に、それを醗酵させて、水分調整をして出す時に、水分含有量が20%であると、そうであるのならば、その間の、要するに、100%水分ということはないんですが、60%、70%なりの水分含有量があるわけですね。それを50%落として出す、ということは、10キロの中に水分が50%含まれていると、当然、5キロぐらいしか乾物はないわけですが、そこあたりでそれによっては、トン当たりの仕入れ値段というのは、どんどん容積が変わってくると、容量が変わってくると思うんですが、僕は、ここで原料購入費を書くのであるならば、ちゃんとした基準というものを設けておかないといけないと思うんですね。どの程度までの原料であるのか、それがわかっていないと、とる時にも中によっては個人差があると思うんですね。施設を持っていて、施設から出す人、そのまま畜舎から出す人の差が出てくると思うんですが、その辺についてはどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） オーガニックアグリセンター長 杉田則秋君。

○オーガニックアグリセンター長（杉田則秋君） 水分含有量につきましては、現在、うちの施設では、それを計量する方法はございません。私達が仕入れる際に、判断においてやっております。もちろん、仕入れのものは畜産農家につきましては、堆肥舎内からのやつを今後は基準といたします。今までは野積みも若干ありました。それから、鶏糞につきましては、養鶏農家からの持ち込みということで、大体水分量は各農家とも一定しております。それから、豚糞につきましては、現在のところ、入荷はほとんどあっておりません。そういうことで、今のうちの施設では立米とかそういう単価でとる方法はちょっとございませんので、やはりトンを基準とする以外に現状としては仕入れの方法はございません。以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ですから、問題があるわけですね。トン当たり105円という値段はいいんだけど、その1トンの正味量ですね、堆肥として本当に販売する量がどれだけあるのか、ロスがどれだけ出てくるかということを考えなければ、私は本当に大変な問題が後々生じてくるんじゃないかなと思います。1トン105円で仕入れた肥育牛糞を最終的にはどれだけ売れるかということ、やはりそこが問題であると思うんですね。お金を出して買う以上はなるべくロスのないように買う

というのが今の経済的システムの第1条件であると思います。いろいろな量販店、食料品についてもそうだと思います。ロスがないように買う。要するに、ロスがあれば、その分は損ですから、キャベツを1個買って、200円でキャベツを1個買うんだったら、そのキャベツ1個を全部使ってこそ200円の価値があるわけで、もし、芯があって、芯を捨てたと、それがキャベツ1個100%とした時に20%分が捨てなければならなかったと言った時に、じゃあ200円で買ったのが実際的には240円じゃなかかっていう話になると思うんですよ。ですから、やはり非常に原料購入については、シビアですが、難しく考えていかんと、簡単に1トン105円という計算をされるのはいいんですけども、これは生産者によっては、それぞれの価値観が違って来るし、堆肥の見方も違って来るわけですから、水分含有量によってロスがかなり出るやつと出ないやつという差が出てまいります。ですから、私はもう少し慎重にこの1トン105円については考えていただきたいと思えますね。

それと、堆肥販売については、その作るところが一緒ですから、製品については、ある程度の均一化されておる製品ですから、1トン当たりの価格についてはそれでいいと思うんですが、しかし、原料については、それぞれ差が出てくると思います。ですから、この原料購入については、もう少し考える必要があるんじゃないかなと、ましてや、畜産廃棄物でありますから、この畜産廃棄物をセンターが買ってまでしなければならないのか、反対に逆にお金をもらうぐらいにことがあってもいいんじゃないかなというふうに私は考えております。これを堆肥センターが引き取るために、新たな設備投資を各畜産農家はしなくても済むわけですから、その分についても、私は考えるべきでありますし、鶏糞については、言いにくいことですが、これは商社との契約が主でございます。ですから、商社が養鶏ブロイラーを肥育する上において、鶏糞が出てくる分については、あくまでもこれは経済廃棄物であるというふうに私は考えております。そうすると、その契約元がこれを処理する義務が私は要してくるんじゃないかなと思っておりますが、この件については、以前から私はそう申し上げておりました。個人経営については、若干多めに見る面があっても、やっぱり商社との契約分については、商社にもある程度の応分の負担はあってもしかるべきではないかなというふうに私は考えておりましたが、その点について、いかがお考えであるかお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） オーガニックアグリセンター長 杉田則秋君。

○オーガニックアグリセンター長（杉田則秋君） まず、肥育農家の水分含有量の件に

つきまして、生産者側に立った形でお答えしますと、水分含有量の少ない堆肥、原料が入ってきます場合においては、鋸屑は有料で買って敷いておられます。ほとんど鋸屑敷きの糞です。その場合においては、長く敷いた方が安くあがります。そうすると、含有量は多くなりますね。自ずから経費的に見られると、早めに出されると、多く金を使われるという現状でございます。

それから、養鶏農家につきまして、先ほど企業ではないかということですが、これは管理運営委員会の方に図ってもおりますし、やはり受託でされておりますも、地場産業でございます。地域の農家の方を育成するというところで、やはり同等の扱いをしたいと思っております。

なお、今後におきましては、先ほど申されました産業廃棄物じゃないかというご指摘もございますが、将来にわたっては、この原料代というのが見直す必要もあるとは思っています。せめて無料という形にするほかはないと思っております。有料でとるということになれば、産廃処理の許可が必要になってきますので、うちの堆肥舎では今の状況ではお受けできないということになります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 産業廃棄物取り扱いをすれば、確かに産業廃棄物処理法に則って産業廃棄物の収集運搬から産業廃棄物の処理という形で許可申請をして、ちゃんと認可を受けた上での運営ということになってくると思っています。ですからこそ、国立公園内には、最終処分場を建設することはなかなか困難でありますから、国立公園の枠外にああいうものができておる。後々産業廃棄物としての取り扱いができるように、そのような考えも踏まえた上で、わざわざ環境面も踏まえて、上の方でできているわけですね。ですから、私は将来的において、この105円を継続させるべきではないと思っておりますし、取り扱いについても、考えていくべきだと思います。

経済的に生産者側に立てば、鋸屑を長く敷いていることで、鋸屑をこうとする、その買って入れるサイクルが遠くなるから、経済的メリットも生産者側としてはあるし、醗酵スピードも、醗酵もするかもしれんなというふうな気持ちもあるわけですが、要は、有機農業推進施設設置条例、アグリセンターをつくった元々の起こりというものがあるんですね。要するに、環境問題、臭いの問題、それぞれをクリアするためにつくったという意味もこれはあるわけですね。高森町を有機農産物の里にもしようと、それが大体メインではあるんですが、1つの目的だけでこのアグリ

センターをつくったわけじゃないわけです。あと1つは、やっぱり畜産農家が近隣の人達とのトラブルを起こさないように、そういうことがないようにするために、大きな堆肥センターをつくって、そちらの方で堆肥をつくる、そして、そこから出てきた堆肥を有機農業として使っていただいて、高森町の農産物は有機栽培でありますよということで、1つの付加価値を付けようということでやってきているわけですね。ですから、今言われた長く畜舎の中に鋸屑を敷いたままでおるということになると、逆に臭いの点で近隣の家庭の人達に迷惑をかける必要があるわけですね。ですから、いいか悪いかわかりませんが、やっぱり私はその点については、非常に微妙な問題がありますし、難しい問題がありますから、十分考えていただきたいと思います。

鋸屑というのは、なかなか腐りにくいわけですね。私が畜産の指導をしていた時に話されたんです。一番腐りにくいのが籾殻だ、古墳とか、昔の史跡を、要するに、史跡の発掘等があった時に、ここは竈の跡ですとか、ここ食堂の跡ですとかいうのがなぜわかるかというのは、そこで籾殻が出たりするわけですね。籾殻が出たりすることによって、そこがいろんな食糧の保存倉庫であったりとか、いろんなことを当時の大学教授あたりは解釈されて報告されるわけです。あと、ここに柱があったとか何とか言われるのも柱図鑑もあるんですが、木も腐りにくいということで、籾殻、鋸屑等についても、非常に腐りにくいというのがあります。しかし、それを外の力を加えて醗酵させることによって、早く醗酵させて、肥料化させてしまうということです。でも、最低限18カ月程度はかかるんじゃないかなと私は考えております。ですから、18カ月畜舎の中にその鋸屑堆肥を、鋸屑を敷かれたまま18カ月に1回出されるなら、問題ないんですが、そんなことはできないわけです。環境問題がありますから。ですから、そういうことがないように、皆さん方達は適度に堆肥センターの方に搬入をされておると思います。

ですから、私はそれも踏まえて中で、やっぱり適度の原則というものを私は持つておく必要があると思います。水分含有量は何%以内であるということも今後、私はつくっていただきたいと思いますから、その点も踏まえて、今後、このアグリセンターについては、黒字が出ているならともかく、赤字の出ている団体でございますから、十分考えてやってもらいたい。販売についても、できれば、この価格だけで売るんじゃなくして、反対に町内の方達がアグリセンターの堆肥を買われるならば、1トン当たり100円、200円の補助をしますよとかいうぐらいのことで、逆に農業の個人の農家に補助する方法じゃなくして、有機堆肥を買っていただけ

る、その有機堆肥に対して補助金をするようなことも私は今後、考えてやっていた
だきたいということを要望しておきますし、今後、この料金については、検討をし
ていただきたいというふうに思います。もう答弁はいりません。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありせん
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よつて、議案第47号は、建設経済常
任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思ひます。これにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第48号 高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例につ
いてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありせんか。13番 佐伯金
也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

今回の温泉館設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、この議案
の内容といたしましては、これは町内の宿泊施設を利用された方に対して、入館料
を300円にすること、大人についてはですね。小学生以下については15

0円にするということですが、そもそもこの内容について、300円というのは、以前から存在しておったわけですよ。宿泊施設を利用された方達が300円に入ってこられるというのは、当時から存在しておったわけですが、その存在理由を担当の方、ご存じでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） そのことにつきましては、以前の担当者及び温泉館の方にお尋ねをしたところでございます。6月の議会の時からご意見をいただいておりますので、そのことについては、少し調べました。南阿蘇の温泉館のスタンプラリーか何かで割引をした経緯があるそうございまして、それから、平成10年ぐらいから300円にして、それがずっと続いているというようなことを聞いております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 佐伯です。

温泉館のスタンプラリーじゃなくて、南阿蘇の公営温泉組合ですね、その中で、それぞれ過当競争が進むということで、生存をかけて、観光協会が旗を振られたのかどうか知りませんが、当時、統一させようということで、200円、400円という値段体系ができました。そもそもこの300円というのは、これははっきり申し上げますが、休暇村のキャンプ場に宿泊された方達が休暇村のお風呂を使われる、その際に、宿泊客、本館の宿泊客とキャンプ場のお客さんとのいろん混雑等が見込まれると、そしてまた、キャンプ場から温泉館までの方が近いという理由を当時の支配人等からいただいて、当時、休暇村のキャンプ場を使用された方達は300円でいいでしょうというような条件を付けたわけですね。それから、段階的に宿泊施設というふうに広がってきたわけですよ。で、それをなぜ条例化しなかったのかというと、不平不満が出るんですね。宿泊施設だけに限定していいものかどうか、または、以前も言いましたけれども、個人の高森町内に住んでいる方達のところを高森町出身の方、また、高森町にいろんな関係のある方達が宿泊される、個人民泊をされる、そういう人達、里帰りをされる人達がじゃあ、300円に入られるかという問題も出てくるわけですから、あくまでも温泉館に近い休暇村のキャンプ場であるならば、利便的にやむを得なからうということで、300円という値段体系を作った経緯がございます。

ですから、今回、こういうことを作ってしまいますと、明らかに宿泊施設に限定されるわけですね。そうすると、個人民泊をされる方、里帰りをしている方達はど

ういうふうな取り扱いになるのか、また、高森町に別荘地を所有して、固定資産税を納める方達はどのような取り扱いになるのかと、これは以前から出ていた問題です。税金を納めていて、私は町外料金で入らなければいかんのですかという問題も出てくるわけですよ。ですから、私は逆に、するんであるならば、もうこういうような中途半端な料金体系はなくして、もう200円、400円の一発にやっってしまうべきであるというふうに私は考えておりますが、その点について、いかがお考えでしょう。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） そのことにつきましては、6月からいろいろご意見、ご指摘を受けておりましたので、7月の28日に運営協議会を開きまして、温泉館の支配人も来ていただきまして、割引等をしている現状を聞きまして、ご検討いただきました。その中で、平成10年ぐらいからやっているということで、一応前のままでということをご決定をいただきましたので、今回の提案となったわけでございます。

そのあと、いろいろ観光関係の手数料関係には大変いろいろ意見は聞いております。条例以外がございまして、その中で、高いとか安いとか、町内・町外の判断・区別、大変いろいろ難しい問題を聞いております。今後、十分委員会及び協議会等で検討しながら、おっしゃるような統一した料金にするのかどうか、もう少し検討する必要があるというふうに感じております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私は、改正されるまでの間、温泉館運営に携わってまいりました。その際に、やっぱりいろいろと利用者側の要望も聞いて、そして、なるべく利用しやすいようにということで、料金体系の方のお願いもしてまいりました。その結果がこの300円であったというふうに私は自信を持っております。ですから、この300円が私としては、自信はあるんですが、しかしながら、今考えてみた時に、不平等感が出てきはせんかなというふうに考えるわけですね。先ほど言ったように、個人の家泊まれる方達、民泊をされる人達、里帰りをする人達、そういう人達は本当に300円が入っているのかな、200円が入っているんじゃないかなと、または400円が入っているんじゃないかなという気持ちがするわけですね。

ですから、僕はやっぱりフロント側がいつも言っているんですね。以前から言っ

ている。「高森の町内料金で入っているけれども、ほんなごつ違うかもしれんばってん、聞かれんですもんね」という言葉はちよくちよく聞いておりました。以前はそういう話も聞いておった。券を持ってこられれば、ああそうですかという形で受け取って、それで入館をさせておったということでございます。ですから、あんまり入館料金が何段階もあると、私はフロントも混雑をしてくると思うんです。明らかに子供・大人、明らかに町内・町外、その程度の区別で私はやっていかんことには、フロントが一々300円を作れば300円の券も発行するでしょうけれども、それが本当に正常なのか、正しいのか、宿泊施設とは言え、日帰りの客もいるわけですね。宿泊施設を日帰りで利用して、その日帰られる方達もいらっしゃるわけです。じゃあ、その人達が日帰り客なのに、もしかしたら、その300円券を使って、もしかしたら来はせんどかと、そのあたりも私は疑心暗鬼なところが出てくると思うんです。そんならば、はっきり最初から料金体系というのは、わかりやすくするのが当然であると思います。

そしてまた、私達があえて、わざわざ宿泊施設に対して、300円でなければならぬかどうかの理由ですね。宿泊施設の方達が温泉館を利用する時、お客さん達が利用する際に、300円にしたいならば、400円の券を買って、100円サービスで300円にしてあげて入れればいいことですよ、これは。それをあえてなぜ、町が300円にしなければならないかという問題。

それとあと1つは、私は、どうせ300円に負けてあげるのであるならば、湧水トンネルを料金は300円に上げました。前から言っていることだけれども、湧水トンネルの300円払って入った人達に対して領収書代わりに100円の割引券でも配って、当日割引券でも配って、その割引券でその日に温泉館に行くなら300円に入れますよと、町内の方だったら100円に入れますよと、そういうようなことの方が私はよっぽと、町としてはいいんじゃないかなと思います。町民体育館にしても一緒です。町民体育館でテニスをしたと、いろんなスポーツ競技をした、そこで、料金を払ってされるわけですから、その方達に対して、じゃあ、汗流されましたから100円の割引券を差し上げますから、これで温泉館に入ってくださいという方が私はよっぽどきれいなような気がするわけですが、その点について、町長はどう考えているのでしょうか。あなたはあまり携わっておらんけん、知らんかもしれんばってん、どうぞ。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今回、条例の改正を出したわけでございますけども、先ほど、

観光課長が縷々申しました。今までが平成10年から暗黙の了解と申しますか、そういうことで進めて現在の料金の、条例はできておりませんが、現在の温泉館の入浴料になっているんだろうと思います。今回、条例等を出したのは、議会の方からのご意見がちゃんと明確にすべきじゃないかと、そういう暗黙の了解じゃないかという一つの意見もございまして、そういうことを目的にいたしましても、こういう条例改正は必要であろうということで、今回、改正条例を出したところでございます。賛否両論、いろんな考え方、いろんな利用の仕方とか、いっぱいあるかと思いますが、今回、町といたしまして、条例化、暗黙よりも条例化して、皆様に明確に入館料はこういうものですよということを明確にするべきじゃないかというのが多数の意見でございましたから、今回の条例改正ということでございます。ご理解をいただきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私は理解しません。はっきり言うておきます。最初から300円つくった時のあれがあるわけですね、原因が。元々私達とすれば、お客さんがどんどん来てほしいし、いろんな施設の問題点もあったから300円というのを無理やりお願いしてきた経緯がございます。今回、こういうふうな条例化したことによっては、確かに温泉館入館料形態というのは、確かに美しいものになると思います。しかしながら、じゃあ、観光業界の宿泊施設を持っている方達に限らず、いろいろな宿泊施設もあると思いますが、そこを利用する方達は300円でいいんだけど、じゃあ、高森町で飲食店を営んでいる方達がもし、私達のところはどうなるんだとか、いろんな問題が出てくると思うんですね。じゃあ、その時はどうするかという問題、ありとあらゆる問題が生じてくるわけです。だからこそあえてこれは温泉館の支配人裁量ということで、300円という値段形態を作っておったというふうに思います。ですから、私はこれは条例化するよりも最初からこういうものは最初からなかったことにしておくべきだというふうに私は思います。

全部高森町に住む人達は200円なんですが、先ほどから言うように、区別がしにくいんですな。券が発行されれば、券持ってくれば、それでいいわけですから、券の購入だって、宿泊施設の方達が買う、その買った方達が明らかに宿泊客だけにやるのかどうかということ、信用してくださいと言われれば信用するのが私達の義務ではございますが、現実には、町内・町外でもそういう問題が発生しておりますから、私はいろんな問題が出てくる恐れがあると思います。

ですから、あえて言うのであるならば、料金形態は簡素化すべきである。そして、あえて言うならば、高森町の公共的施設を料金使用料を納めて使っている方達に対して100円の割引券を発行し、町外の方達に対しては300円で入られるような便宜を図るべきである。そちらの方が私は町としては一番経済的にプラスになってくるといえる気がいたします。いかがでございましょう。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） いろいろご意見を聞きまして、条例を設置しておりますけれども、現状はおっしゃるとおり、区別がしにくくて、町外の方も町内の券を買ってくれば、それで入っているというような状況だと思います。最終的には、やはり個人意思に任せるほかはないような現状でございますし、大変難しい入館料、入園料の問題だというふうに感じておりますので、先ほど申しましたように、運営協議会等で十分協議して、また今後する必要があるというふうに感じております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番、最後にしてください。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） もう答弁はいいません。この件については、建設経済常任委員会に付託されると思います。元々300円という値段形態ができた理由、またそれをやってきた今までの経緯、さまざまな問題があったと思います。いろいろな不平不満の声もあったと思います。その件についても、十分検討されまして、誰が聞いても「ああ、それならよかたい」というような条例改正にしていきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第49号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算について

を議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐でございます。

ちょっとお尋ねをいたします。私も建設経済ということで、常任委員会の方でお聞きすればよろしゅうございますけれども、この27ページの統合に向けてのバス停の建設費、工事費計が780万円ということでございまして、今の草部出張所長も月に2回ほど活性化委員会ということで立ち上げられまして、今、5、6回ほど会議をなされております。この中にも今まで統合に慎重な方達もおられましたけれども、この方達も一生懸命協力していただいております。私もこれをいただいております。このようなのができるということでございます。これがやはり土地をあれしますと、今、土地の交渉等はできているところもございまして、できていないところもございまして、統合に向けますと、あと6カ月、7カ月、もう切っております。どうしてもこれは急いでいただけていただかなければ、また、地区の人達もその方向に大分進んでいる中に、町の方が何ら何もないということになりますと、大変な不安を抱かせるような状態になりますので、これが今、先ほど、佐伯議員からも言われましたように、16号・18号の台風もありまして、16号の方が大変風が強うございまして、山東部の方も多大な被害を被っております。このような風等には耐えられるものか、お聞きしたいと思います。これは、教育長さんの方ですかね。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 基本的には、台風災害等に耐える品物をつくりたい、そのような補強をしたいと考えております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） はい、よろしく願いしておきます。

それでは、今、耐えられるということだけでありまして、今、これは、活性化委員会の方で進んでおられますと思いますけれども、間に合うものでしょうか。間に合いますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） これは、活性化委員会の方にもご説明申し上げておりますが、基本的には用地の交渉ができたところですね、これについて、優先しますので、用地の交渉ができたところからやっていきたい。当然、13カ所現

在、要望が上がっております。13カ所の用地については、活性化委員会の方で責任を持って用地交渉を当たるといことですので、最終的にその期間の中で用地ができたところについては対応します。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 是非、お願いをしておきます。

それと、大変、これにつきましてあとに通学路とスクールバスの経由状況でございます。このたびの18号には、何か所か多大な道の決壊をしております。これも私達の委員会の方にも入ってまいりますけれども、私も写真をこのような形で持ってきております。これが昨日、これをいただきました時に、交通止めとか、こういうところにこれは載っていないわけですね。だから、私も昼からちょっと警察署の方にも行って話ししてみたいと思っておりますけれども、看板がないわけです。看板が。これで決壊した跡に通ってみますと、事故でもまたあったら大変でございますので、高森警察署、あるいは役場の方の関係と、何かの意味で看板を立てていただきたい。建設課長の方、わかりますか。それから町民バスが運行するためには、なるべく早めに復旧活動をしていただきたい、工事をしていただきたいということでございます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今、ご指摘受けました分につきましては、早急に調査して対処したいと思いますし、私どもも今回、災害箇所台風16号・18号合わせまして公共土木関係で41カ所程度の被害として、今取りまとめておりますが、今、ご指摘あったように、まだうちの方としてできていない部分が多分にあるかと思えます。これについては、早急に職員を振り分けてでも、一応現状確認に急ぎたいと思えます。

それから、スクールバス、町民バスの路線等につきましても、逐次間に合うように、また、住民にも迷惑を掛けないようにということで努力しておりますが、風倒木の関係で、今現在、苦慮している部分が、電線等にかかった風倒木があって、そこをバスが通れないというような内容で、うちの方に苦情がまいっておりますけど、電線についての撤去については、一応九電の方をお願いするような状況でございます。うちの方ですと、断線させた場合の補償とかの問題がありますので、それについては、九電の方ですということでの話もっておりますので、そのあたりで若干のご迷惑をかけている部分はあろうかと思えますが、それ以外については、逐次手分けしてでも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解

いただきたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第50号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今回、国民健康保険特別会計補正予算については、15年度の決算によりまして、繰越金の確定ということでの補正でございますが、途中なんです、健康保険税徴収業務が今途中でございます。12月まで税金をもらうわけですが、先ほどから何度も言っておりますが、16号・18号でかなりな所得の減額を生じた方達が出てくるわけですね。計画が大幅に狂うわけですね。夏秋野菜、または農産物の収穫等に狂いが出てきている方達がかかなりいらっしゃる。また、普段しなくてもいい復旧活動、災害復旧に対して費用を費やしている方達がかかなりいらっしゃる。所得税とかの申告については、そういうふうな経費はちゃんと見られますからよろしいでしょうが、ただ健康保険税については、翌年なんですね、計算が。要は、今年支払うのが大変な方達がかかなり出てくると思うんですが、そのあたりについて、税務課の方でどのような計画を立てていらっしゃるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 家屋、それから農作物につきまして、災害等の被害があった場合、災害の被害の状況、それからその納税者の前年の所得に応じまして、減免の措置を講じることができるという条例がございます。これにつきましては、今後、周知を図り、対処していきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 災害等が発生した場合について、また、天変地異さまざまな条件等で所得、またいろんな状況が変わった場合については、そういうふうには減免するというような条例はあるわけですね。もう国民健康保険税、税金の徴収というのは、大体5月から12月まででございますから、今、9月ですね。9月の終わりで、もう9月の分については納付書が来ておりますので、もう来ているかな、まだかな、まだですね、ただ、もう来ると思います。来れば、9月末には納付しなければならぬわけですが、問題は、10月、11月、12月分はまだまだ今からなんですね。ですから、今から先、そういうふうな手続きをする上において、できれば、10月、11月、12月の3カ月間、どうかして減免措置をできるような手はずをとっていただきたいというような希望があるわけですが、その点について、よろしくお願ひしたいが、いかがでございましょう、課長さん。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 減免措置につきましては、災害が発生した月以後の納期のある分ということになっておりますので、その辺も早急に対応したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 災害が発生した翌月ということになると、台風16号は確か30日ぐらいだったと思います。8月のね。そして、10日ぐらいしてから18号なんですね。非常に難しいですね。時期的に続けてきましたから、どの災害であるのかということも難しいと思うんですよ。でも、やっぱり平等割・所得割・均等割、さまざまな国民健康保険税を徴収するにおいてあると思います。その中において、所得割では翌年で確かに見れると思うんですが、農家の方達なんかというのは、特に、大家族で暮らしていらっしゃる方がいらっしゃいますから、基本国民健康保険料金というのは高いわけですね。その方達に対して、やっぱり10月、11月、12月の国民健康保険料金の免除等を、減免等を速やかにやっていただく手はずをとっていただきたいと思うわけですが、町長、台風被害について、何か冒頭話をされていたけれども、この件についても、考えがあるんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほどのお話もいたしましたけども、できる限り、議員の皆さんと相談しながら、ご支援ができることからということでございますし、まだようと台風の被害等につきましても、全部が全部把握をしております。今、急いで各課一生懸命回っていただいて、把握に努めているところでございます。

それと、今、税務課長が申しましたように、できること、減免ができます条例等、いろんなものを見ながら、検討しながら、できるものからやろうということでございますから、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） なるべく早急にやっていただきたい。国民健康保険特別会計を見ると、かなり不用額じゃないんですが、繰越金等も出ているようでございます。ある程度の計画が立つのであるならば、早急にやっていただいて、減免される側からすれば、1カ月でも余計減免してもらった方が一番助かりますから、できれば、10月から減免措置ができるような手続きを早急にやっていただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第51号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第52号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第53号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯ですが、簡易水道の歳出の事業費の中で、7ページなんですけど、委託料の菅山地区の地下水源調査業務というのが84万円組んでございます。これは、菅山地区の方から簡易水道加入の確か陳情か何かが上がっていたからだと思うんですが、この問題は、以前、国内全体的な渇水が生じた時に、高森町も例外ではなくて、要するに、地域の各部落水道等を使用された方達も渇水に見舞われまして、当時の水資源対策課が水の供給等でかなり忙しい目にあっていたらっしゃるし、当時、新たに水源を確保してというようなこともそれを契機に簡易水道の中に加入されて、やっていたらっしゃるということがあります。今回もこの菅山地区の地下水源の調査業務をおそらくそういうことであるかなというふうに思っておりますが、当時なぜ加入されなかったのかが私はまだまだ不明なんですけど、当時、私が建設経済常任委員長時代だと思うんですが、その当時、加入されなかったんですね。何で今ということ、今の理由は書いてあるんですが、これだけ財政が厳しくなって、私達からすれば、簡易水道に入ってもらわない方が大体言うなら、財政からいけば楽なんです。新たな整備投資をして、それで本当に今まで簡易水道で加入して簡易水道の使用料を払われる方達が結果的にはこの設備費は負担する

という解釈になりますから、でも、やっぱり町としては、100%の簡易水道加入という安全供給を目的としている観点からすれば、拒められないということなのですが、ほかにもまだたくさんあるんじゃないでしょうか。簡易水道に加入されていない地域というのが、どの程度ございますですか。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 現在、未普及地域で改善ということで、普及率が現在約94%でございます。あとの6%あたりが各部落に点在しております小さい集落の部落水道でございます。ほとんどここに資料を持ってきておりませんが、調べた結果が出ております。あとで報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） もうこれを契機に、ぽつんぽつん簡易水道化され、向こうが調子が悪くなったから簡易水道に入りますというようなことじゃなくして、町の施策として、もう100%簡易水道でいくから簡易水道になってくださいって、今後、あとから入ろうと言ってももうそれはできませんよというぐらいの強気が入っていないところは言うていかにやいかんと思いますけれども、その点な、町長、どうですか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） この簡易水道につきましても、全体から申しまして、菅山地区は今回入っておりますけども、今、水資源対策課長が申しましたように、約6%と、まだ未加入地区といますか、部落水道で細々とやっておられるところがございます。いろんな山水を引いてございますし、大変地域的にも高齢化が進んでおります。その山水と申しますか、水源に行く道路等につきましても、大変危険を伴う道路等がたくさんある山間部でございます。そういう1つの高齢者の方々、自己管理ができない状況になったから、今回はそういうことで申し込みが来ているんじゃないかなと、それが一番大事なところです。私どもといたしましても、それはもちろん大事でございますし、また、衛生面に関しましても、十分地域の方々安心して生活ができるようにやってあげるのも、また私どもの務めだろうと思っております。今、13番議員さんがおっしゃいましたように、あと未普及部分があと6%でございますから、それを再度、もう一遍、調査いたしまして、早急に高森町の水道に関しましては100%供給ができるように、飲料水の供給ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） やっぱり水源を見つけて、水道管の布設替えをして、いろんな配管をする場合において、事業によっては、当時は厚生省の何らかの起債事業を厚生省の補助事業等があるのにつけて簡易水道化を進めたという経緯も以前はあったと思うんですね。だからこそその時に一緒にのってもらえれば、一緒に整備ができたんですよ。ところが、今、国も財政難であり、県も財政難であるわけです。だから、非常に辺地あたりについては、今から先のこういうふうな簡易水道化というのは、非常に財政的に負担を強いられるわけですから、やはり今水があっても、やっぱり簡易水道に入っただけということは、積極的に進めていくべきだと思うんですね。水道管だって、どんどんどんどん腐食は進むわけですし、人間生きていけば、年を取るわけです。60歳のころからもうあと20年生きていけば80になるということはおわっていることなんですよ。だから、当時、簡易水道に入っていない地域に対しても、湧水を契機にこの際、いかがでしょうかという働きかけを私はやっていたと思うんですよ。しかし、その当時、町に対して、そういうふうな好意的な返答はせずして、いざ、うちが高齢化が進んだ、配管替えを、布設替えをしなければならぬような状況になったから町に対してこういうふうなことをお願いしますということばかりでは、やっぱり町としても簡易水道に今入っている方達に対しても、私はなかなか言い訳しづらいところがあると思います。

ですから、今度、この際、今回が最後というぐらいで、もう100%にしてしまう。そのような形でやっていただきたい。もし、今回、入らなければ、次回からはお宅は補助事業、町の単独の5割補助とか原材料支給で勘弁してくださいよと、今から先の簡易水道というのは、なかなかそこまで財政的にうちは面倒見切れませんから、そのぐらいの気持ちでやっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、建設経済

常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第54号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第54号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第55号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

この鉄道経営の特別会計ですが、これは赤字の補填のための鉄道、今回の補正予算なんですね。毎年毎年ですが、ある程度、赤字は出ているわけです。以前、赤字が2年ほど前に出なかったのは、工事の補償費が出たために、赤字がその補償費で確か消えたという経緯がございました。

しかしながら、今回の場合については、純然たる赤字でございまして、また、今年もおそらくこういうような長雨、また台風、いろんな問題がありますから、赤字が出てくるんじゃないかなと思うんですが、これは経営者側からすれば、基金があるわけですね。自治体基金と民間基金というのがあって、これを取り崩すことが可能であるから、もしかしたら、赤字は簡単に出しているんじゃないかなという気持ちがあるわけですが、社長さん、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 南阿蘇鉄道の件でございますけども、いつも赤字等が出ておりますし、大変そのあたりもいろんな取締役会等にも席上で話題になっているところでございます。去年の話をいたしますと、去年の長雨、冷夏でトロッコ列車のお客が減ったとか、いろんな事情等もございますし、また、安全面の経費等についても、厳しゅうございます。今年の6月の取締役会でそれを何とか改めると申しますか、今まで職員の方が今、13名おるそうでございますけども、いろんな地元から雇用されている方々、また、JRさんからおい出になっている方々等おられます。その中にも役員待遇で来られている方がおられましたし、60歳以上の方が今2名ほど来ておられますけども、そういうことに関しましても、なかなか高給等がございますから、そういう人間をリストラと申しますか、そういうことに関しましても、今回、初めて、取締役会で話が出たところでございます。役員待遇の方は2年契約だそうでございますし、役員でない方は1年契約ということでございます。今回、初めて、60歳から65歳を定年退職ということ強く各町村長さんから押しただきまして、65歳になった方は辞めていただくと、そういうことで、今回、少しでもこの赤字の解消につながればと、もちろん、公的な機関でございますから、安全面も十分配慮しながら、やっぴいなにやいかんと、その分のことは思っております。人が減ったから事故があったでは間に合いませんから、そういうことじゃなくて、その分に十分配慮しながら、1人は退職していただくということが、取締役会でお話が出ております。あとは、職員の方々が一致団結をしていただきまして、この安全面を配慮しながら、乗客が増えるように、努力していただきたいと、そのようなことも朝夕話しているところでございます。

今回は、ここ2、3年、こうやって大きな赤字が出ていることに関しましても、本当の皆様方にご報告ができないような内容でございますし、情けないことに、初めから赤字が出ている予算も組んであることもございましたし、大変情けないことでございます。私ども、今言いましたように、そういう職員の方々にも犠牲を払っていただきまして、まずは、その方から進めてまいりたいと、今努力中でございますので、どうかひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

私もこの運営協議会の委員長させていただいております。これはもう2期目ですが、これはもう以前から言っているわけですね。赤字解消するために、やっぱり画期的な考えを持たにやだめだということで、議会の中でも言っているわけです。今

回の提案の中で1,200万円の欠損金についても説明があったのは、道路の利便性の向上とか、やっぱり利用者の減とか、いろんな自然条件等があって、こういうふうな形が出たということなんです。道路の方が利便性がいいのであるならば、じゃあ、南阿蘇鉄道も利便性をよくすればいい話であって、そのために以前から言っているんですね。もう昔と違って、昔ながらの昔の国鉄時代につくっていた駅は、駅として機能しない。その地域の人達から利用価値がないんですね。高森駅は終点で、まだあそこを中心に人は動きますが、阿蘇白川駅にしたって、そうなんです。もう皆行っているのは白川水源に行っているんですね。阿蘇白川駅から降りて、白川水源まで歩いていくものは誰もおらんわけですよ。だから、ついつい車で行ってしまう。やっぱりそこあたり考えなくちゃならないんじゃないかなと思うんです。じゃあ、白川水源に駅をつくれればいいんです。中松駅だっけそうです。中松駅から降りて、わざわざシャトルバスを走らせて、一心行の桜まで連れて行っても、そんな乗り換え乗り換えで行くような人いない。第一、大津駅で乗り換えて、立野駅で乗り換えて、また中松駅から降りてシャトルバスに乗って行かにかいかかということ、ですから、観光客というのは、なかなか簡単に行きたいものから、利便性のいい方を選んでしまう。そうじゃないかなと思います。

今後、一心行の桜のところにも何か駅ができるというお話を聞きました。やはり私はそういうふうにして、既存の駅の位置というのも、僕は考える時期に来ているんだと思います。JRだっけそうでしょう。今、大津駅のところにジャスコがあるし、三里木駅にサンリーがある。武蔵ヶ丘だっけ、あの住宅地、いろんな商圈地帯に武蔵ヶ丘駅がある。東海第二高校、東海大学があるところに東海大学前駅というのがあるんです。サンリブ熊南のところには平成駅があるんですよ。で、やっぱりJRというのは、そういうふうなところを考えながら駅をつくってきているわけです。

ところが、一番力の弱い、こういうふうな第三セクターの南阿蘇鉄道に対しては、なかなか新しい駅をつくらうとしない。それをしないならば、どんどん利便性が悪くなっていくというのはわかった話であって、赤字が増えるだけですよ。駅をつくったり、いろんな交渉をする時点において、しやすいようにということで、JRのOBの方を南阿蘇鉄道の重役に据えてきとったわけです。ところが、結果的には、JRとか国土交通省と交渉するのに、その人達がそういうような建設的な前向きな話を交渉をしてきた経緯があるかというのが、私は非常に疑問視されるわけですね。高森町だっけそうです。以前に言っていたんですよ。高森駅の手前

に湧水館があるから、湧水館のところにも1つ駅をつくれって。そうすると、湧水トンネルに行く人達は立野から汽車に乗ってきてやんなるでしょうって。熊本から汽車に乗って来てやんなるでしょうって。そうすると、やっぱり利用度が上がってくればいいでしょうという話をしたんです。すると、勾配を言うわけですね。線路の傾斜率が3%以上あったりすると、列車が止まる時に止まった時に、また再出発する時にスリップしますとか、下りだったらまたスリップしますとか、そういうことを言って、なかなか駅をつくらうとしないんです。で、一心行の桜のところだってそうですよ。あそこだって傾斜があるからとか、スペースがないからとか言っていたんですよ。ところが、近頃話聞いてみると、駅ができるというじゃないですか。それが事実かどうかわからない。しかし、そういうふうな話も聞いております。

あと1つは、じゃあ白川水源駅にも駅をつくれればいいじゃないですか。年間何十万人も来ているところに駅をつくらうとすれば、皆喜ぶますよ。その程度の改革案を出していかなことには、これだけの毎年の赤字なんていうのは、解消されるわけがない。

それとあと1つ、今、定期券を利用する学生が非常に減っておるんです。少子化もあります、しかし、なぜ減っているかというあと1つの理由は、子供を持つ家庭のお母さん達からの話からすれば、6時何分か2番列車に乗せていくためには5時には起きらなきゃできなくて、そして、弁当をつくるんですと、そして大津駅に着くのは7時ちょっと過ぎに着くそうですよ。子供達は大津駅に着いてから大津高校あたり、翔陽高校あたりに行きよる子供達は大津駅に着いて何しよるとかねって、私はいつも考えております。学校が始まるのは8時半ぐらいですからね。学校に早く行って、自習している子もいるでしょうし、部活している子もいるでしょう。しかしながら、やっぱりそういうふうな無駄な時間があるわけです。それよりもまだ早い時間があるわけですよ。5時ちょっと過ぎに出ていく1番列車というのがある。これなんていうのは、おそらく熊本駅に着くのも7時ちょっと過ぎには着くんじゃなかろうかと私は思います。7時くらいにはね。そんなに早く行っても子供達は近頃の子供達はそんな時間的な問題はやっぱり便利が悪いと言って使いませんよ。そうなってくると、どんどんどんどん定期券で通学する子供達は減ってくるわけですから、そのあたりの時間的な問題も解決して、1番列車を6時6分か7分にするんだったら、2番列車を7時ぐらいにしなさいと、そうして、7時40分ぐらいに大津駅に着くとかという形でやっていけば、徐々に定期券利用者も増えてくるんじゃないかなという気持ちがあるわけですね。そういう改善は全くせず、ただトロッ

コ列車、トロッコ列車ばかり言っているけれども、こういうような自然条件が重なってくれば利用者は減ってくるわけですから、当然、赤字が出るのは当たり前。その点について、今後、改善策について、どがんか考えがあるんだったら、今、リストラ言われましたけども、リストラ以外、町長か、企画財政課長か、どちらか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろいろとご意見等聞きましたけども、私ども、議員さんと一緒に陳情等も行ったかと思いますが、何とか電化と申しますか、大津までの乗り入れをお願いすると、何回も行っているのも事実でございます。また、阿蘇郡の町村会におきましても、県に陳情する時は必ず南阿蘇の大津町の電化と申しますか、何とか乗り入れができませんかと、そういうことにおいて、そういう朝1番、朝2番の汽車の時間帯を緩和されるんじゃないかなと、そのような話も十分今、やっているところでございます。大変JRさんにすれば、ある程度の民間でございませうから、お金にならないところはなかなか切り捨てが多くて、私どもがお願いしても、なかなか大津までの乗り入れは実現していないのも現実でございます。

今、立野のこっちに来るお客さんに関しましても、今、おっしゃいましたように、いろんな駅、白水にも駅が1つできておりますけども、なかなか駅をつくるというと、もちろん基金等もございませうし、また、そういう補助等についても、なかなか少のうございませう。今、一生懸命お願いしよるのは、宝くじの益金を何とか利用できるように、毎年毎年申し込んで、1つでも2つでも当たりはせんかなと、そのような希望を持って、町村長以下全員でそのようなことをお願いをして、少しでも改良をしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 取締役には、各町村長が入っていらっしゃいます。その方達がいろいろと経営について言われるんですが、こう言っちゃなんだけれども、高森町がこの基金管理をやっているんですね。南鉄のいろんな問題が起きた時には、ある程度、予算等の取り扱いについては、高森町の議会で審議する。何かよそ事のような感じがするわけですね。他の沿線の各町村長は、村長さん達はね。白川水源だってそうです。もうバイパスから行けるように広い道をつくってこられた。あえて南鉄に頼らなくてもいいというような気持ち。そして、先ほどから言っているけれども、熊高線の問題だってそうですよ。久木野の方から直接325号線のバイパスの方につなぐような共作もされている。もう南鉄に頼らなくてもだんだんいいよう

になってくる。そうすると、結果的に一生懸命南鉄の赤字について考えているのは、高森町だけじゃないかというような誤解を生ずるわけですね。そう言いながら、町長は町長で各町村長と一緒に歩調を合わせながらと言われるけれども、歩調は正確にあっていないと思うんですね、考え方が。南鉄に対する思い入れの度合いというのが、高森町ほど他の町村長はないと思うんですよ、私は。だからこそ言っているわけですね。白水がつからないならいいじゃないですか。白川水源駅をつくらなきゃつらんでよかですたいね。高森が湧水トンネル駅ぐらいをつくるぐらいの気持ちがないとだめでしょう。せっかくあなたがあれだけのお金を費やしているんだから。もしかしたら、あなたが駐車場たくさんつくったから、止めてもらうがためにあそこに駅をつくらん方がいいと言うかもしれん。それとこれは別ですよ、これは。南鉄の社長なんだから。南鉄の社長である以上は、ちゃんと南鉄の運営も考えてもらわなくちゃいけないですよ。電化電化というてやっているけれども、阿蘇谷の人達が豊肥線の人達も電化と言っているんです。しかし、何でもかという、南阿蘇の観光がこれだけ賑わってきたならば、南阿蘇の観光を利用して、阿蘇谷の方の観光浮揚もしようじゃないかというのもあると思うんですよね。だから、それを言うていけば、なかなか電化もできんでしょう。そうなってくると、南阿蘇だけでもいいけん、立野までの電化をお願いするぐらいの熱意がなくちゃだめでしょう。やはり私はそれができないならば、南阿蘇鉄道の天津までの乗り入れとか、そういうことも頭の中に入れて、ありとあらゆる考えをもっていかなことには、私は南鉄は毎年毎年このようにして、欠損金の補填で基金取り崩しをしていかなければならないと思います。そのうちに、どこかで土砂災害が起きて、線路が流れたりした時には、南阿蘇鉄道はおそらくもう閉めなければならないと思いますが、その点については、長く南阿蘇鉄道の幹事会の方をしている企画財政課長の方に後ほど聞きたいと思いますが、もし災害が起きたらそうなると思います。信楽鉄道みたいになるんじゃないですか。災害が起きて、もし、鉄道が脱線しなくても、事故があつて、けが人もなく、被害者がいなくても、もし、線路だけが流れたとしても、僕はそういうことになり得ることがあると思うんですが、そうなった時にはおじゃんですよ。だからこそ、今から客を確保して、ちゃんと益金をプールして、そういう時のために備えられるようなことをやっておかんと、私はいけないような気がいたしますが、最後です。どうぞ、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 仮に線路等の災害が発生した場合、これで終わりにな

るんじゃないかというようなご質問かと思いますが、私も詳しいことは存じておりませんが、鉄道施設に対しましては、そういった施設の保険等は掛けてあるかと思えます。ちなみに、今の基金の残高を申し上げますと、3億3,680万円ということでございますので、その被害の程度にもよりますが、ちょっとその辺、私の答弁としまして、ちょっと予測することはかなり厳しい状況でございますので、お許しいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12時が過ぎて大変恐縮です。これは、一応鉄道ですので、委員会がありますので、委員会でもと思えますけれども、特に、町長さんがおられる中がいいということであったわけです。この鉄道問題については、一昨年か、2年前になりますか、ちょっと委員会の中で相当議論したつもりです。その中で、いろいろな入札関係でも、書類等出してくれということまで突き詰めたことがあります。そういうことで、体質的に、先ほど佐伯議員からも言われたように、上からの天下り式の管理者運営ということで、大変経営的なものが全然できておらんというようなことも指摘したつもりでございます。その中において、特に、努力をしますということで、営業を1人入れました。ところが、営業に払う金の半分もとれない。営業実績を上げない。そういう体質の中の経営はまかりならんということで、取締役会としてどうかおってくれというような形を申し上げた経緯もでございます。体質がよく似ております。今、阿蘇広域に行っております。今、阿蘇広域のことをこの中で申しますと、大変恐縮でございますけれども、ここも一応、理事というのが各町村長でございます。その中で決まってきておりますことを議会の中で承認するわけでございますけれども、議会に上がってなかなか意見というものはほとんど出ない。これが今現実です。なぜかと申しますと、町村長で決めたところをなかなか議会で議論がしにくいということがありますし、その議論の中で、一番いつも心配しておりますことが、先ほど基金という問題が出ました。阿蘇広域でも同じです。そこで決まれば、各町村が負担をするということで、なかなか金銭感覚がないというのが現実です。この鉄道においても、そうだろうと思えます。基金があるからこそ運営する人はなかなかそこに負ぶさっておるといのが現実ではなかろうか。そこを本当に考えていかないと、これは到底、この延長はもう目に見えておるといのが現実ではなかろうか。そこあたりは、町長、特に、取締役会の社長でもありますし、また、阿蘇広域関係の理事でもあります。そこあたりは、町長の気持ちとして、先ほどから申し述べておられますけれども、今一度、私の方からお尋

ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、12番議員さんがおっしゃいましたとおりでございます。私も一緒に南阿蘇鉄道の分に関しましては、総務常任委員会におる中で、いろいろとお話をしてきたつもりでございます。いつもあそこを見ると、あなた達は親方日の丸でいいなど、親方日の丸だからそんなことばかりしているのかという話も厳しくやってきておりますし、また、構内の改良、また古い列車等につきましても、甘木市の第三セクターに行ってお伺いして、勉強してきたと、いろんな経緯がございます。今回いろいろ南阿蘇鉄道の方から上がってきておるのは、先ほど13番議員さんがおっしゃったように、ただ使った銭のこういうことがあったけんこういうことになった、こういうことで減ったと、それだけのことでございます。何のあれはなっておりませんけれども、今後、今からせっかく今日はお知恵をお借りいたしましたから、今からそういう面にも十分注意しながら、南阿蘇鉄道の経営に携わっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題といたします。

明日16日から21日までは休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時17分

9 月 2 2 日 (水)

(第 3 日)

平成16年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成16年9月22日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
6番	野中 謙三	1 単独町村としての今後の考え方	① 財政運営 ② 住民負担の動向 ③ 自主財源の発掘
8番	甲斐 廣國	1 行財政改革の今後の進め方	① バブルの時期から引き継がれた制度や組織・委員会制度等各分野から検討し、内外改革のメスを入れる必要があるのでは？
		2 台風16号、18号の災害後の対応について	① 相次ぐ大型台風通過後の農林業への被害状況と今後の対応について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 宇藤 敬君	2番 白石博昭君
3番 山室克尋君	4番 山村將護君
5番 甲斐直三君	6番 野中謙三君
7番 本田生一君	8番 甲斐廣國君
9番 後藤和昭君	10番 甲斐正一君
11番 相馬俊行君	13番 佐伯金也君

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

12番 三森義高君	14番 後藤英範君
-----------	-----------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

水資源対策課長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。自席から失礼します。

15日の本会議の質疑の中で、13番議員さんからのお尋ねがありまして、町内において、水道の未普及地域がどのぐらいありますかという質問でありましたので、お答えいたしたいと思います。

小字単位で申しますと19地域、世帯数で180世帯、人口に直しますと481人となっております。なお、この未普及地域につきましては、山間の人口50人以上の集落は3地域ございまして、飲料水供給施設としての補助対象地域でございます。その他の16地域は少人数の集落が点在しておりまして、集落間の距離も離れた地域が大部分であり、統合も難しいような状況であります。

したがって、今後これらの部落水道を町営化として整備することは大変望ましいことではありますけれども、統合できない人口20人から30人の地域は補助対象外となっております、莫大な単独での費用が必要となって、水道未普及率100%に近い町営化は困難ではないかと思われま。

以上、お答えいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。12番 三森義高君、及び14番 後藤英範君からは欠席届けが出ておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中謙三です。おはようございます。

私は、今回は、単独町村として今後どういった高森町の取り組みを変えていくか、その部分について財政運営、あるいは住民負担の動向、さらには、自主財源の発掘、だいたいその3つについてご質問をさせていただきます。

高森町は、単独町村の生き残り策としての部分しか今選択肢はもうございませんし、いよいよはまって、ふんどしを締めて、単独町村として生き残るための方策を今後は模索しなければなりません。その中であって、再度、町長の方から今後、どういった形で高森町が単独として生き残るか、その全般的なお考えの方を最初にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、6番議員さんのご質問でございますけれども、単独町村ということでお話が出ております。私どももいつも皆様方に申し上げますように、高森町が大変特殊な地域だということをいつも申し上げるとおりでございます。山東部に人口が3割で土地が7割、逆に谷内と申しますか、この外輪のうちには人口が7割、土地が3割と、そのような状況でございます。それを見ますと、今から高森町自身が山東部も含めて生き残るといのは、こういう地域を持っているところは滅多にないと、特殊な地域でございます。もっと私自身は山東部の方々のビジョンと申しますか、そういうことを将来に向かっての計画を十分成り立ててからでも合併は遅くないと、そのような私の本心でございますし、また、単独町村でいくより選択肢がないということでございますけれども、決して私は合併に対して反対をしているわけでもございませんし、たまたま皆様方もご存じのように、合併は前町長さんからの念願でもございましたし、南阿蘇地域を一体とした合併を行うということが元々私どもの信念でございます。それが、今回はいろいろな手続きがありましたけれども、住民発議等、いろんな問題がございました。その中におきましても、上の蘇陽町との話がございました。大変その中にも財政的なこと、いろんな土地のこと、人間関係の交流のこと、確かにすぐ隣の町村でございますから、一番顔見知りでもあり、そういうことで生活環境もよく類似しているということでございますけれども、やはり町の将来を考えますならば、当然、この近隣町村のところとまずは合併をするべきじゃないかというのが私の気持ちでございますし、今後も下の町村にいたしましても、2月中には合併をなされるということでございます。その後も私は合併に関しましても、いろいろと働きかけ、また、国・県の指導もいただきながら、合併に向かってまいりたいと、そのようなことも思っているところでございます。決して合併に反

対とか、しませんとか、単独でやりますと、そういうことでは決してございません。

高森町は昭和30年、32年の合併からここ50年ちょっと経過しております。その中で、昭和の大合併がどのような高森町にメリットがあったのか、デメリットがあったのか、いろんなことも合併については考えるべき時だろうと私自身は考えております。決して合併に反対ということではございませんし、今後ともそういう面に向かいまして、いろいろと模索、また意見を聞きながら、まい進してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

今、基本的な部分としての考え方を町長の方からいただきました。合併の方はたぶん、今の予想とすれば、平成19年ぐらいから編入合併、あるいは吸収合併、そういったあたりで県の指導があらうかと思えますし、予想される部分としては、高森町が南阿蘇村に編入、あるいは吸収される可能性が高いということですが、その部分に関しましては、本日は、一般質問で通告しておりませんので、省かせていただきまして、合併しようがしまいが、基本的には、ここ数年は高森町は単独としてやっていかなきゃならないという点で、その部分について質問を深めていきたいと思えます。

まず最初に、財政運営ということでございますけれども、やはり合併しない町村ということになりますと、地方交付税あたりの国の示す係数はより一層厳しくなるものが予想されます。したがって、新たに健全財政という言葉がございますけれども、健全財政ということに関しまして、どういったのが本来、健全な財政運営であるのか、そのあたりの基本的なお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 健全財政ということでございますけれども、それはやはり自主財源が多くあれば、これが一番健全ではなからうかと思えます。14日の監査報告でもございましたように、なかなか依存する体質が抜けきれないでおります。今年の15年度の決算報告を見ますと、自主財源に関しましては、約25%と、また依存財源が75%、いくらかは数字的には自主財源が多くなった、2%近くは多くなったように見受けられますけれども、昔は3割自治と申しましたけれども、今はもう3割じゃなくて2割5分、そのうち2割になるんじゃないかなと、やはりその意味をもちまして、今回、いろいろな自主財源、健全経営というのは大変地方山間部

の地域では難しゅうございますけども、それに一步でも近づくために、自主財源の確保ということでございます。その自主財源を確保するために、いろんな施策を並べていくというように思っております。

一番、今、6番議員さんがおっしゃいましたように、健全財政がそれは何と言いましても、一番結構でございますけども、どうやるかと言われると、どうやるかと言われるから、そういう1つの自主財源確保のために、いろんな努力をしているということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） いわゆる自主財源があれば確かにいいですね。それが一番の目的ではございます。で、その部分を何でみるかと言いますと、例えば、今回9月定例会でございますので、監査の意見書も提出されておりますけども、その中ではやはり経常収支比率、これが一番の当面の見る数字として見る目安になろうかと思えます。国が普通、一般的に言っているのは、収支比率が町村にあつては70%から75%、市にあつては75%から80%ですね、このあたりの比率が非常に財政上うまくいっている、残った部分に関しては、いわゆる建設的経費ですね、住民の福祉を図るための経費として、どれだけみなさいという、残った部分に関して見ていきましょうという部分ですけども、本町にあつては、残念ながら、この資料に基づきますところによると、本年度が85.8%、去年が84.8%、その前が81.0%、これは単年度単年度で見るとはならず、やはりそこ数年、3、4年、4、5年の中で見ていくのが妥当かと思えますけども、経常収支比率からみますと、どんどん悪化しておるし、公債費の比率に関しましても、多少数字が上っていると、そういった中で、まず、どれから手直しをするか、いわゆる経常収支比率を下げる努力をどこに見出すか、これがやはり今後の当面の課題ではなかろうかと思えます。いわゆる建設的経費を増やすために、建設経費というのは道路をつくるばかりじゃございませんし、福祉の方もございます。その投資的経費を増やすためには、やはり経常比率を下げる努力、その部分に関しまして、まず、何からてこ入れをしていくのか、どの部分からしていくのか、やはり依存財源に頼るのではなくて、自主財源の確保、財源を求める確保という施策がありますけども、その自主財源というのをどれから見出すか、人件費を節約する部分、あるいは扶助費なんかはちょっと難しいところもございますけども、そのあたりの節約する部分、削減する部分、そういったことで、具体的にその経常収支比率を下げる策ということを第2点目として伺いたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 経常比率とか、いろいろと今、6番議員さんがおっしゃいましたように、今年は85.8%ですか、上がっております。いろいろの計算の仕方を財政課長の方から答弁させますけども、私もいろんなものを見ますに、財政力指数とか、いっぱいございます。やはり何から改革をされますかと申しますけども、その改革をするために皆さんに痛みを与えました補助金をカット、行政の中でも本当の意味での行政改革をやっていく、今、私どもも各課長、課において、毎週毎週、行政改革の努力を今話し合っていて、12月の議会までには結論を出したいなど、そういうことで努力をいたしておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

先ほど、議員おっしゃいましたように、監査意見書を見ますと、昨年度よりも1%の増ということで、経常収支比率確かに上昇しております。これにつきましては、ご存じのように、普通交付税の方が毎年度、億単位で減額されてきておることが一番大きな原因になっております。要するに、計算上、一般財源として交付税を扱います以上、その交付税が減りますと、当然上がってまいります。それと、方策としましては、これも毎年度実施しておりますことですが、いわゆる旅費とか、事務的経費の削減、そういった部分に毎年手をつけております。今年も一部の日当の廃止でありますとか、いろんな会合での食糧費的なものについてはもう町ではみないと、そういった部分の手当等もやっておりますし、今後におきましては、町長が先ほどから申しておりますように、いわゆる自主財源をいかに確保していくかということがこの比率を下げる一番の特効薬と申しますか、そういったことではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

実は、平成15年度の歳入歳出の決算の概要及び附属資料ということで、これ、収入役の方が作成されるものでございますけども、せっかく今日は、老人会の方が傍聴においでですので、あえてこの意見の方を読ませていただきたいと思いますけども、本町の財政状況については、国の景気対策に伴う過去数次にわたる公共事業等の実施や積極的なまちづくりの推進等により、多額の借入金残高を控え、その償還がここ数年でピークを迎え、大きな財政負担となるとともに、扶助費の急増によ

り義務的経費も増加傾向にあると。一方、歳入については、景気は緩やかな回復基調であるとされながらも、現時点での確実な町税の伸びを期待できず、また、年々大幅な減額となっている地方交付税が全体の約半分を占めることから、大変厳しい状況となることが懸念されるとともに、国・県の補助制度の改正など、極めて厳しい財政状況が予想されることから、事務事業の見直しや再構築をさらに徹底していく必要があると、こういったことで、収入役の方からも報告されております。

したがいまして、これについての対策ということをやはり打ち出していかなことには、健全財政に向かっていく高森町が成り立たないと、そういった気がいたします。

最後に、収入役の方から付け加えてあるのが、このような本町を取り巻く厳しい状況を十分認識し、町財政の現状に留意しつつ、歳出の徹底した削減、合理化を図り、財政運営の基本である最小の経費で最大の効果を、の原点に帰らなければならない局面に達したことを再認識して、今後の行財政運営に取り組む必要があると、こういったことで、まとめて報告が上がっておりますけども、やはり、台所を預かっている収入役の方からすれば、非常にこの先、ちょっと不安があると、こういった報告ではなかろうかと思えます。

したがいまして、やはりどの部分を削減していく、そういったのを目標値の設定、きちっとしたこの部分に関してはこれぐらいまで削減していこう、この部分に関してはまだ伸ばせるという、その目標値の設定をきちっとしたうたい方でこの行革なりを進めていかないことには、財政運営上も厳しいのではなかろうかと思えます。

さらには、財源の確保ということで、いわゆる依存財源の一部分としての命綱と申しますか、そのあたりを確保するのも大事でございますけども、町全体が国に対しておんぶに抱っこ政策をとるようでは、なかなか難しい。高森町の住民に対しても、町に対しておんぶに抱っこ政策はやめて、それぞれの負担をしてくださいという政策を進める一方で、町が国にだけ依存をしていくのはいかなものかなと、やはり財源の確保の中では、自主財源、依存ではなくて自主財源、つまり、中身の問題、中身の部分をどの部分からメスを入れながら経費節約の部分としての財源を確保していくか、その部分が大事ではなかろうかと思えますので、もう一度、町長の方でもよろしいですし、企画財政課長でもよろしいですので、今後の目標値の設定あたりについて、ご答弁を願いたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

毎年12月になりますと、翌年度の予算編成方針なるものを町長の方から全職員に対して出しております。その中で、現在までは先ほど議員おっしゃいましたけれども、いわゆる経常的な経費の削減の10%のカットでありますとか、補助金の20%のカットですとか、そういったことを出しておりますので、今後におきましても、附属資料の中に書いてありますけれども、これをより一層数値目標化していけるような予算編成方針に本年度はやはりしていかなきゃならんと、そういうふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

やはり数字には魔術というのがございまして、見た目ではなかなかわからない部分がございますし、私自身もなかなかこの数字に慣れなかったものですから、実際が実質収支がいかげなものか、あるいは実質単年度収支がどうだったのかという部分では、非常に苦慮しておりますけれども、いかんせん、基本的な部分から考えれば、基金を取り崩して、収支を黒字に残すというやり方、その部分がいいのか悪いのかじゃなくて、やはり基本的には中身の問題、基金を残すために、単年度収支が赤字になる可能性もありますし、どうしたっちゃ単年度収支の部分をフルに残すため、基金を取り崩したやり方、いろんな方策もありますし、あるいは、翌年度の予算を充当する部分のやり方、これはなかなか私どもでは見にくい部分がございますけれども、そういったやり方で数字上はきちんといっているという見方もございます。私の方ももう少し勉強しなければいけませんけれども、そのあたりについては、やはり町長の施策と申しますか、考え方もございますので、さらなる経常収支比率の低下、いわゆる住民に対する建設的投資ができるようなまちづくりにさらに進めていっていただきたいと思っております。

その中であって、住民負担の動向ということで、本年度の7月からですかね、水道料が上がりましたのは、単純計算で30トンを家庭で使っているところが1,000円ちょっとぐらいの負担増となっておりますけれども、やはり住民負担の動向というのも今後は十分考えていかなければならないのではなからうかと思っております。町におんぶに抱っこだけの政策ではなくて、先ほども申しましたように、住民それぞれが応分の負担をしていく、これがないと、高森町の存続も難しいかと思っております。

したがいまして、例えばの話でございまして、今、農道に関しては5割助

成、町道に関しては負担金等はございませんけども、1つの、これは案でございますけども、町道には1級、2級、その他3種類ですかね、3級町道というのがありますかね。1級、2級、その他ですかね。その3種類あるかと思っておりますけども、例えばの例で、これ、建設課長に突然のふりで申し訳ないんですけども、例えば、1級町道に関しては全額、高森町がみていきましょと、集落と集落を結ぶ道路だから、それは全額全部みますよ、2級町道に関しては、1割ぐらいは、例えば、住民の方々が受益者が負担してくださいよと、維持修理に関しては。さらに、その他の町道に関しましては、例えば、それが3割の負担ぐらいは地元の方が負担していただけるならと、そういった住民に負担増とはなりませんけども、そういったことをやらないと、やはり財政的には難しいのではなかろうかと思っておりますけども、そのあたりについて、直接、建設課長が答えるのは難しいかと思っておりますので、まず、町長の方から、そういった1つの考え方として、住民負担の増につながる部分ではございますけども、そのあたりの考え方について、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、6番議員さんがおっしゃいましたように、世の中と申しますか、今の一般的な考え方を見ますと、当然のことながら、応分の負担はあるかと思っておりますし、また、住民の方々にもそういうことをお願いしていくべきだろうとまた思っております。1つ思いますには、住民の方々になるべく負担が増えることがないようにしておくのも、また私達の施策でありますし、逆に負担を減らしてあげると言いますが、なかなかこういう国・県の指導のもとに進むには、大変厳しいものがあるのも現状でございます。

先ほど、おっしゃいましたように、どうしても2割、75%は依存しているというのが現状でございます。この依存している中にも地方交付税が一番大きく割合を占めております。それがまだ今のところ、いろいろな形で三位一体とか、いろんなお話がきておりますけども、今のところはまだ国・県におきましても決定しておりませんし、いろんな新聞等にもありますように、6団体からも地方に税源移譲とか、いっばいうたってございますけども、なかなかそのあたりもよく見えていないというのも現状でございますから、私どもといたしましても、何と言いましても、やはりこの自主財源確保というのに一生懸命でございます。いろんな観光面にいたしましても、皆さん方に痛みを伴うこともありますけども、できる限り、自主財源確保ということにまい進しております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） ご質問の件で、1級町道、それから2級町道、それからその他ということではありますが、1級町道につきましては、他町村の集落との幹線道ということでの1級町道としての枠づけがあります。また、2級町道につきましては、各地区の中心集落を結ぶ路線としての枠づけ、それからその他につきましては、地域の路線の延長で生活をしていくというような状況の中での位置づけがしてございます。この中で、今、町長の方も言いましたように、私どもの方としましても、今後、その部分については、十分検討していかなければならないというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 道路に関しては難しい点が本当はあろうかと思えます。実際が、道路新設改良で15年度で成果表として上がってきているのが2億7,000万円、これが9路線に対して出している部分とかで、部落道の整備に関しては33万7,000円ですね、オーバーレイとかそういったのを、ほかのを入れましても4,000万円ぐらい、だから建設的投資というか、その部分に関しましては、住民に負担を強いるという言い方はおかしいんですけども、応分の負担をされることで、多少は楽になるのではなかろうかという部分の考えがございましたので、あえて建設課の方に振りました。

しかしながら、住民負担の動向といたしましても、住民負担に直接お金を負担してもらうのではなくて、ソフト面での応援、いわゆる私がずっと先の6月定例会でもご質問いたしましたけども、住民の中で、いわゆる民でできる部分は民でやっていただきたいという考え方ですね、今、草刈り等でそれなりの負担をしていただいている地域がたくさんございますけども、地域でできることを地域で、それ以外は町の負担でやりましょうと、逆に、単純に業者に委託するのではなくて、その地域でできることは地域でやっていただく、それを1つの地域の活力、いわゆる財源としてご利用してくださいという、その考え方、民でできることは民で、そういったのも1つは住民負担としてとらえるべきじゃなかろうかと思えます。

6月の議会と重なりますけども、再度、町長の方からその部分の積極的な考え方を示していただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、おっしゃいますように、できる限りは、民の方ということでございます。ちょっと先ほど、道路建設のことに関して申し述べなかったわけでございますけども、やはりそういうお金の苦しさ、依存財源と申しますか、で

きることなら自主財源でやるのが一番無難でございますけども、やはり私どもといたしましても、1つの社会的投資、社会資本投資というのも必要でございますし、ソフト面、ハード面とおっしゃいますけども、やはりハード面に關しましては、お金がないから、道はつくりませんでは通らない。やはりそういうことを思いますには、やはりできる限り優良な起債等調査またそういうやつを利用することにおいて、私どもの身の回り、また外回りの社会資本投資をやるべきだろうと思っております。そのためには、何と申しますか、トップセールスと申しますか、やはりセールスに徹する必要もあろうかと私自身は思っておるところでございます。

それと、民の方に委託したらどうかということでございます。6月議会で確かにお聞きいたしましたし、私ども1つの提案といたしまして、宿直、当直を出しました。確かに、金額的には二十数万円だったかと思っておりますけども、それもやはり時期尚早と言われたかどうかちょっと記憶が、そういう感じだったと思っておりますけども、それは民間にせん方がいいぞと、今の役場の行政がやるべきじゃないかと、私どもがあの時申したのは、行政マンも夜も昼も働くというのは、どんなに若くてもやっぱり夜、当直、夜勤をすれば、なかなか翌日の仕事に少しなりとも差し障るわけでございますから、できるものなら、夜だけでも民間の方々にちゃんとお願いをしたらどうだろうかということで提案を申し上げましたけども、ちょっと許可をいただけなかったということでございます。そういう面にも1つ1つ、できる限り、先ほどから申しますけども、この町の行政の中にその行政改革の一環として、改革の検討委員会を設けて、今一生懸命努力をしているところでございます。12月議会には何とか結論を出しまして、ご報告を申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 12月議会を楽しみにその報告を待ちたいと思っております。

3番目といたしまして、自主財源の発掘ということで、あえて発掘というふうな形で表現いたしました。1つは、高森町の大きなドル箱となっております湧水トンネル、あれはかなりの収益を上げております。ざっと1年間に、ちょうど丸1年経ちました。去年の9月からの入場料ということで、賛助金ではなくて、条例に基づく入場料ということで、ちょうど1年経ちました。あえてその1年間の収支をお聞きしたいというのが1点、今わかる範囲ですすね。1年間経った中で、それが1つ。

それともう1つは、同じ自主財源ということで、さらに、私はトンネルに工夫を

こらすべきだと、あそこにある水は、本来、これも6月定例会で申しましたとおり、私は農業用水の水だと、基本的には農業用水の水であるというふうに考えておりますし、その中であって、その水をいかに高森町が利用させていただくか、いわゆる水の加工なり、販売なり、そういった部分についても、やはり自主財源の1つの発掘ではなかろうかと思っております。農業用水の基本が農業用水であって、その中に、町の市街化区域の簡易水道があるということで、その部分の整理をした上で、この水の再利用といたしますか、遠慮することなく使えるような、そういったお考えについてもお聞きしたいと思いますので、その2点について、お答え願います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） お答えいたします。

湧水トンネルにつきましては、昨年度からはちょっと資料を持ってきておりませんが、本年度4月から現在まで5,000万円ちょっとの収益となっております。それから、お客さんの人数につきましても、少し昨年よりも増えているような状況でございます。

以上が湧水トンネルの入場料収支状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんがおっしゃられました湧水トンネルの入場料に対する料金、また、水の使用料、農業用水に関するいろんな要望等も確かにあっております。今現在、観光課長が申しましたように、4月から8月いっぱい約5,000万円強収入があったということでございます。やはりそのお客さんに関しましても、結構増えております。また、それも1つの原因にいいなと思うのは、やはり俵山トンネルとか、いろんな面に関しまして、アクセスが大変良くなったということも1つこれは感謝をしていかにやいかなと思っております。どれにいたしましても、そのお金の使い道、また、水を再利用する、再利用と申しますか、今の流している分を使うということでございますけども、この分に関しましても、なかなか水利権問題、また、これはどの水、これはどの水というわけありませんものですから、今、国・県からの補助等で整備がなされ、今、町も単独で公園整備にかかっているところからでございますから、できますものなら、今の公園整備がもう少し終わってから、そういう面に関しましても、努力していきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今日、僕は実は何かトーンが低いわけですね。何か乗れない部分がありますけども、あえて農業用水の方で、農業用水と簡易水道の部分なんですけども、財源を発掘するためには、やはりどうしてもクリアしなければいけない部分だと僕は思っております。1つの内々の財源でございますので、話し合いで解決する部分だと私は思っております。農業用水の水利権の問題、さらには、簡易水道の市街化区域のあれは条例の中では原点でございますので、そのあたりは僕は今のうちに本当にきちんと解決していかないことには、将来の解決策がどんどん見いだせなくなるような気がいたします。

高森町が今、あの水を利用して入場料をいただいて、1年間トータルすると、約9,000万円ぐらいになっているはずですが、その貴重なお金を生かすためにも、農業用水の水利権者と簡易水道の市街化区域の人達とのきちっとした整理の仕方、これを片づけないことには、私は次に進めないような気がいたしますので、あえて自主財源を発掘するための方策として、農業用水の基本的な問題、水利権の問題、町が利用する場合の話し合い、そのあたりは今のうちに話し合いをしていただいて、条例なり、あるいは規約なりでうたっていただいて、高森町が安心して農業用水の水を利用できるような体制につくっていただきたいと思っておりますので、自主財源の発掘を絡めまして、再度、町長の方にその方向性についてのお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、私が申しましたのは、農業の方々から農業用水に関しては、基金がございますけども、その電気料の補てんという意味で申しましたけども、水自体に関しましては、私自身は解決しているんじゃないかなと思っております。飲料水にしても、農業用水にしても、私は町としての水の利用、そういうことに関しましては、私は解決しているものと思っておりますし、再度申しますけども、私が今お話ししたのは、農業用水をポンプアップしておられます方々が電気料の不足分と申しますか、一緒に、6番議員さんも県庁の方に行ったり、地域振興局に行ったりして、いろんなことでご苦労なされたと思っておりますけども、その分に関しまして、そういう電気が今、金利で5%か6%の金利を予定をしておられましたのが、0.2とか、下がってしもうて、その電気料ができないということで、その話で私はそういう分に関しては、整備が終わったなら、そういう話も1つ一緒に相談して、検討もしていかなければいけないということがございますから、農業用水、飲料水、町の飲料水に関しましては、私は解決済みと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長は解決済みとというふうな形でいつもおっしゃられますけども、私自身は解釈の違いかもしれませんが、私自身としては、農業用水と簡易水道に関しては、全く解決はまだできておらんと、そういうふうな気がいたします。基金としての管理は高森町の方がやっておりますけども、いかんせん、あるいは受益者がおってからの話でございます。その農業用水の水を使わせていただくということに関しましては、やはりきちっとうたうべきではなかろうかと思っております。そうすることによって、水を加工するなり、あるいは販売するなりで、さらなる収益が私は望めるというふうに感じております。

最後の質問となりますけども、総括的に、やはり最初申しましたとおり、経常収支比率を下げる努力、例えば、5%下げると大体40億円の5%、40億円じゃないですね。数字の分母は違いますけども、仮に40億円としますと5%下げると2億円ぐらいになります。2億円の余剰金という形で出てくることになると、事業費として行う場合には、通常3倍から4倍、だから8億円ぐらいの工事、あるいは福祉のための施策、そういったのがとれるかと思っております。その経常収支比率を下げる努力について、総まとめとして、町長にお伺いをしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、経常収支比率を下げるという話でございますけども、やはり財政運営の基本といたしましては、やはり入るを削って出るを制すということでございます。やはり長中期的な財政の見直しも十分今後注意しながら、早急に財政運営の基本に立ち返る必要があると思っております。そのためには、私どもも行財政のスリム化に、また効率化に重点的に積極的に取り組んでいく所存でございますから、今後、今の6番議員さんがおっしゃいましたことも緊急な課題ではなかろうかなと思っております。

具体的には、やはり人件費の抑制、また投資的経費の見直しと、町債の発行額の抑制と、いろんな問題点が縷々あるかと思っておりますけども、今後は、行政も今、申しましたことには、万全の策を講じてまいりたいと思っております。やはり今の状況から申しまして、国の動向がよく見えていないということでもございますし、私どもも地方税の財源の充実等につきましても、今、県を通じ、また国の方にも要望をいたしておるところでございますから、今後は、こういうことに努力を重ねて、中長期的な立場から十分留意しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） どうもありがとうございました。いわゆる健全財政というのは、言葉で言うのは本当に簡単ですけども、実際、運営していくには、それなりの慣習なり、あるいは、経緯なりがあつて、なかなか難しいところではございますけども、是非とも努力をしていていただきたいし、さらに最後に、町長にお願いでございますけども、町長が最初就任当初は座談会を開かれました。女性限定ではございましたけども、今一度、単独町村として今生きていくわけでございますので、そのあたりの基本的な考え方を町長はどうやって進めていきますよという部分を町政座談会なりを通じて開いていただいて、町の状況を説明していただきたいと思っておりますけども、その部分を最後の質問とさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変6番議員さんには貴重なご意見をありがとうございました。私どもも今、6番議員さんのご意見をお聞きいたしましたのを基本にいたしまして、自主財源の確保と何回も申しますけども、そういうこと、また、今、皆様方をお願いしております矯正施設の問題につきましても、各地域の方々のご理解を得なくてはならないと思っております。この議会が終わりましたら、各地域の駐在員の方々、いろんな方にもお願いしながら、各地域で座談会を開催してまいりたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。ただいまから一般質問させていただきます

が、入る前に、先の16、18号台風による大変な被害を被られました町民の皆様方にこの場を借りて、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。このことにつきましては、2番目の質問で執行部に質問したいというふうに思っておりますが、私は、2つ重点的に質問をしたいと思います。

先に6番議員が私の行政改革の今後の進め方、この中身についても、ほとんど重複するような点が多々あるかと思えますけれども、せっかく質問に立ちましたので、重複する部分もあろうかと思えますが、丁寧なお答えをいただきたいというふうに思っております。

それでは、まず、第1の行財政改革の今後の取り組みについてでございますが、町民の間から、高森町は合併はしないとなったけど、本当にこれほどがんになると、このままで改革もせんで、町は大丈夫だろうかというような声がよく耳に入ってくるわけでございます。本町が単独でいくということでございますので、それなりに町長さんの腹づもりもあろうかというふうに思っております。今、町長さんが改革を進めるためにどのような取り組みを考えておられるか、まず、そのことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんのご質問にお答えをいたします。

行財政改革につきましては、現在のところ、国等において、三位一体改革、郵政民営化等についても、現に進められておるものでございます。この三位一体の改革により、地方自治体は財政的に非常に厳しい状況となっております。地方交付税、国庫補助金等の削減が先行されまして、税源移譲がなされない状況でもございます。将来的には、地方自治体の財政は厳しいものと判断をいたしております。このことから、地方自治体それぞれに財政改革に取り組むことにしておるところでございますし、本町といたしましても、財政改革の1つとして、昨年は補助金等検討委員会をお願いをいたしまして、補助金等の見直しを行い、また本年度よりいろんな他の分野にも対応してまいりたいと思っております。

また、職員によります行財政改革検討委員会を設置し、あらゆる方面から検討をし、12月、先ほど申しましたけども、12月の議会には報告ができるように指示をいたしているところでございます。今後はまた、この報告を皆さん方をお願いをして、それをもとに改革を行ってまいりたいと思っております。

最近、いろんな6団体と申しますけども、知事あたりの6団体からも国庫補助負担金の見直し等々、いろんな提案がなされ、今、国との折衝がなされております。

うちも一番心配いたしますのは、治山事業、砂防工事と、これだけの阿蘇山を抱え、山間部をもって地滑り危険地域を持っていることにおきましても、それを県の方に税源移譲し、県の方からそういう工事をするんですよと、そのようなお話も聞いておりますけども、もし、県の方にそういう補助金と、国の方からの税金等が下れば、当然、人口の少ない我々一番被害を受けやすい山東部に関しましては、県の方からの援助が少なくなる、やはり、国の財産を保全する、国の財産、大半が国有林でございますから、そういう保全する意味からも今の状況で、治山等、また砂防等につきましては、お願いをしたいという陳情書等で今、私どもも町村会の方からも県の方にお願いをいたしておるところでございます。

今、思いますには、昭和26年だったと思いますけども、大災害、熊本を襲いました大災害でございますけども、その時に、砂防工事とか、いろんな治山がございます。28年だったですかね。治山、当時は砂防も何百カ所と色見地域もできてございますけども、それもやはり50年前のセメントとかいろんなものでございますから、大変老化が激しゅうございまして、土石流で満杯になっておる、もう明日でも崩れそうな箇所がいくつもあるわけでございます。そういう意味からも、こういう補助金、国の見直しにつきましても、精一杯国、また県を通じてお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしておきます。

また、内容につきましては、総務課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 現在、行財政改革検討委員会というものを町長さんから任命を15名受けております。その中で、1つ1つ協議をしております、毎週月曜日に開催するというところで今は進めているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） さっきから出ておりましたように、重要なことは、やっぱり今、自主財源の確保というものがそう簡単にできるものじゃないというふうに思っております。財源の確保につきましては、私の委員会でございますので、なかなかこれもここでいろいろ私がきめ細かい質問をしていいのかどうか、非常に難しいところでございますけれども、大体合併した町村もしない町村もこの行財政改革は強行に進めなければ立ちゆかない現状はもう皆が周知のとおりであろうというふうに思っております。

さっきから言われますように、ほとんどこの過疎地帯の町村は、依存財源に頼っ

ているのが現状でございますし、健全なといいますか、財政運営をしながら、町民へのサービスの低下を来さないために、どのような方法があるのか。ちなみに、15年度、特に依存財源の中で多いのは、やっぱり地方交付税ですね、これが13%程度落とされておりまして、これはもう合併したところもせんところも全く同じのようでございます。高森町でもやっぱり1億3,000万円ぐらいの減額がされておりまして、一番のしわ寄せは、やっぱり公共事業、建設費の方にこれがもろに回ってきておるように思われます。

まだまだ昭和の大合併をして半世紀が経ったわけでありましてけれども、高森町は地域間格差、町民が快適な生活をするためのいろいろな整備等はまだまだ山東部においては、格差が残されておりまして。私は、この点を一番心配して、この合併問題とも取り組んできたつもりでございます。なかなか大きくなれば、またそれが取り残されて、次の新しい町村の課題として取り上げられ、それがなかなか進まないのが現状ではないかというような気もしたところでございます。

そういうことはさておいて、やっぱりこれはもう高森町が本当に生きていくためには、思い切った中身の改革、これを進めなければさっき言ったように、建設費あたりにまだまだしわ寄せがいて、遅れた部分は一段と、この遅れを取り戻すことができないまま進むんじゃないかという懸念を持っておるところでございます。

町長さん、自主財源の確保につきましても、大なる考えがあるようでございますけれども、その意気込み、あるいは可能性、そういうものを今現在、お考えをお聞かせいただくならと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど6番議員さんの方からも聞かれましたように、自主財源確保につきましては、今、議員の先生方の方にもお願いをしておりますように、いろんな施策をする前に、何が高森町に一番いいだろうかということで、また、何が一番自主財源の確保に早道、早道とは申しませんが、何がいいだろうかと、いろんな地域を回って、各ご意見等も聞いて回ったところでございます。高森はこういう大自然をバックにして、子供さん方が勉強を、学舎をつくるには大変いいんじゃないかろうかということで、大分の方の専門学校にも行って、いろいろとお話を聞きました。隣町の三重町の方に進出しております。医療機関でございますけれども、そこにも行ってご相談申し上げましたけれども、なかなか生徒さん、少子化の影響と申しますか、やはりかなり影響を受けているということで、高森町に進出したい気持ちは山々ですと、本人達もお出でになりましたけど、山々ですというご意見

を聞きました。やはり今、何と言っても、自分の学校の財政と、そういう問題があるということで、せっかくお誘い申し上げましたけども、今回はやめますという返事をいただいておりますし、また、1つは、今回、熊本県議会等のお話を聞きますと、森林環境税をつくと、個人から500円、団体さん、各会社かよくわかりませんが、まだ9月議会で決定するんじゃないかなろうかと思っておりますけども、まだそういうところから500円というふうなことで、熊本県も新しい税を導入し、森林環境税というのをつくるというようなお話を聞いておりますし、私どももできますものなら、空気税、水源税、何でも税は付けて、つくって1銭でもなろうと思っておりますけども、私どもも町民の方々に1円でも2円でも損をさせるようなことだけは絶対してはいけません。少しでも皆さんの幸せのこと、福祉のことを考えれば、しなくてはいかんことですから、一生懸命しよります。いろいろ税をつくっても、条例をつくっても、結果的には、その条例をつくったのは、町の条例ですから、町の方が負担をただけであって、熊本市の人がお金を払うわけじゃありませんので、その辺も十分いろんな税は考えながらも、やはり条例化をしていかなければいかん。できるものなら、白水から下から1人当たり100円でも10円でももらえば、かなりの金額でございます。先ほど水の利用、うちだけの利用ではなくて、当然、これだけの水を下流域に流しているわけでございますから、そういう権利も多々ある可能性もあるということでございますけども、なかなか思うようにいかんということでございます。

今、地域的にも、先ほど合併の問題で申しましたけども、やはり山東部のビジョンを考えて、合併をやりましょうということと、金銭的な自主財源に関しましては、今、学校等も無理でございましたから、今国の方もある程度つくろうという背景が見えたのが矯正施設でございます。その矯正施設をつくと申しまして、今日頼んだから明日朝できるものじゃありません。今から申し込んでも、また何年かかかる。やはり、その間にはいろんな賛否両論ございますし、いろんな地域のこともございますし、また、いろんな住民の方々のご納得もいただかなくてはならない。また、今回、皆さん方をお願いしておるわけでございますけども、今回、9月の議会で決議いただきますならば、やはり高森町として堂々と法務省の方をお願いをして、それができるでкинというのには、私も今断言できるわけではございませんし、できる限り、皆さんの協力を得て、進めてまいりたいというのが気持ちでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 矯正施設というお話がございました。これは、やっぱりこういう時代でございますので、形振り構わないと言っても、これはちょっと問題もあるかもわかりませんが、非常に厳しい状況になりつつある。そしてまた、景気も上向きは非常に望めない、このような中で、やっぱり高森町が単独で生きるために、今、お話があったようなことにつきましても、やるならやるで胸を張って、やっぱり町民に説明し、その可能なところへ行き着くための執行部と議員一緒になって、努力しなくてはならないだろうというふうに思っておりますので、どうぞこの点につきましても、よろしくひとつお願いをいたしておきます。

次に、財政じゃなくして、私は行政の方の改革についてお尋ねしますが、やっぱりもう高森町が1万3,000人ぐらいおった時から今半分ぐらいになっておりますし、ずっと景気の良いバブルの時から引き継いできたままの委員会制度なり、各組織あたりの見直し、やっぱりこれが一番大事じゃないかというふうに思っております。

また、これは私達のことでございますけれども、次の選挙までには議員の定数も思い切った削減をしなければならない。私はそのように考えております。地方自治法を見ますと、今の人口で18人ぐらいは置いても枠はあるようでございますけれども、もし、合併しておれば、おそらく6人ぐらいになったであろうというふうに思っております。そういうことから、考え合わせると、思い切った削減もしなければならない。そのように思っております。これ、一部ではやっぱり議員は多うして、無報酬でもというような考え方もありますけれども、今の時代でございますので、なかなか無報酬で出てきて世話をできるという人はそうはいないというふうに思っております。どこ辺が適正か、こういうことにつきましても、早いうちから議論を進める必要があるんじゃないかと。

さっき総務課長が内部検討委員会を設けておるということでございましたので、内部は内部でいいわけでありましてけれども、議会と一緒にした検討委員会、どこ辺まで改革して、改革を進めたらいいのか、これはもう各委員会制度、いろいろあります。農業委員会、駐在委員、教育委員、民生委員、議会、また、職員については、中身を、全国の町村を見ますと、もうなかなか言いにくいことでございますけれども、収入役制度まで廃止した町村も1、2カ町村あるみたいです。これは、町長さんなり、助役さんなりが兼務するという形までとっている町村も全国で実際あっております。これはなかなか自治法で定めてありますので、改革の度合い、どこまでが可能かもよく調べないと、非常に難しいところでありまして、どう

ぞ、早急に議会とさっき言いました内部検討委員会、一緒になった改革検討委員会を早いうちに立ち上げて、そして、町民に高森町はこういうふうなことでやるぞと、お互いにこの痛み分けをしながら、一方ではサービスの低下を期さないまちづくり、それをはっきり町民に提示できる姿がほしいなど、そのように思っております。町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんのおっしゃるお話もよく理解できます。できる限り、努力してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） この件につきましては、最後でございますけれども、答えはいいませんが、やはり小さな町でもきらりと光るといふか、そんな町にするために、議会も執行部も一緒になって、がんばりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、2番目の台風16号、18号関連の質問をいたしたいというふうに思っております。このことにつきましては、2日目ですか、佐伯議員からもとくと質問がございましたし、私もいろいろ農林振興課、あるいは税務課の対応についても重なると思っておりますけれども、ご質問したいというふうに思っております。

立て続けにこれだけ大きな台風がきたのは、私達の記憶にもあんまりない。そんな気がしてならないわけでございます。先輩の方々から聞きますと、昭和20年の時にこういうことがあったと、種籾もなかったばいと、牛に食べさせるふすまを団子にして焼いて食べたとかという話まで聞いたことがあります。現在でございますので、世界がこの1つになっておる現状の中でそういうことはまずあり得ませんが、非常に農家だけではございませんけれども、大変な状況にあらうかというふうに思っております。

災害調査の取りまとめ方法、それから、今、農林振興課の窓口には災害に対する相談窓口がいち早く設けられたということでございますので、非常に町民のためには、心強いわけでありますが、ここに調査票が出ておりますが、大体どのような形でこの調査の被害額を取りまとめられたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 被害状況調査ですが、町の方でも10班で職員が4名ずつ組んで町内を回っております。それと、農協の方が施設の方を共済等ございますので、調査をやっております。これが県の方で災害の被害額というのは統一単価

というのが出ておりました、その金額で現在、出ておる被害額としまして、農作物で1億2,784万1,000円。農業施設が、これハウス関係なんです、5,104万2,000円となっております。なお、農業施設につきましては、ハウスの天幕ですね、天幕破損が85件、334棟ですね。それから、ハウスパイプ倒壊、もうパイプまでやられておる分、これが22件の68棟となっております。これは、この単価と申しますのは、県が示しました単価で被害額を計算しております。減収率とかですね、今後、水稻とかが調査に入りますが、共済ですね、JA共済南阿蘇ですかね、あの共済の単価とちょっと変わります。あちらの方はまた個別に共済単価というのは、被害額の補てんですので、そういうこと入ると聞いております。一応現在出ておりますのは、速報値の金額となっております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 被害額、農協とタイアップしてということでございますけれども、実際には、各農家1戸1戸回ったのかと、私も農協に聞きましたところ、いや違うというような話でございましたので、これは、共販、あるいは水田は100%被害調査できますけれども、一般的な農家に対する被害調査というものはほとんどなかったように思っております。全体的に調査すれば、もっと私は莫大な被害になるんじゃないかと、ほとんど共販当たりに出しておらない人達は秋野菜、完全全滅です。昨年と全く逆、昨年は前半が天気が悪うして、後半がよくて、できたものはただ同然と、今年は逆に前半はものすごく天気がようして、大豊作、しかも価格が安かったと、後半に期待したところがこれも全滅というような状況にあるわけがあります。

やっぱりこれから町だけでなくして、こういった時には町村間、連携をとって、やっぱり阿蘇郡の12カ町村一緒になって、どういう救済方法があるか、早急にやっぱり県なり、国なりを動かすような形をつくらんと、町村で被害が出た、毎年だけん、もう救済の方法はないばいというようなあきらめでは農家ももうこれは百姓しちやばからしいばいという声につながっていく気がしてならないわけですね。

今、現在の救済の方法なり、何かありましたら、ちょっと農振課、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 現在、対策なんです、ハウス損壊天幕ビニール、パイプですね、これ、産業廃棄物になりますので、不法焼却できませんので、一応早急に回収をやりたいと、各町村これをやっておりますが、うちの方でも1日、2

日、現在回覧で農協の方から回っておると思いますが、1日、2日に不法焼却できませんので、回収を早速やりたいと、それと、昨年、私もちょっと聞いたところによりますと、昨年は冷夏で、かなり生活維持資金とか、そういう問題が出ておるといことで、3月ですか、利子補てんをやっておりますが、現在、県の方が議会でございまして、9月に災害対策のメニューが揃うということです。それに併せまして、うちの方もできるだけ基本は農家をご存じのように、高森町の主産業でございしますので、農家の負担が軽くなるように、対処していきたいと思っております。

現在、まだ農協の方も農家の方がどのような対応をされるのか、ハウスも建てておりますが、いろいろその資金とか、そういう部分もまだわかっておりませんので、その後に県の9月議会で、30日にメニューが揃いますので、それと併せまして、うちの方も早急に対策を講じていきたいというようなことで思っております。よろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今の件につきましては、早急に取りまとめさせていただいて、やっぱり少しでもこれはもう何か、見返りがあるように、ひとつ努力をしてほしい、そのように思っておるところでございます。

災害がきた度に、ただ災害だったからということではなくして、今後は災害に強い農家を育てていかなければならんと、そのためにどんな方法があるかと思うところでございますが、もう山東部はほとんど露地野菜が野尻、草部北部主体で一部ハウスが入っております。私はこの場でいつか申し上げましたけれども、ハウスも導入したいけれども、どうしても水の便がない。町が今、肥後むらさきを推進して、農協と一緒にやっておられますけれども、うちの地域にも一部入っております。やっぱりハウスでつくらんと、収益性はもう3分の1ぐらいですね。ハウスをやろうかと思えば、水がないと、こういうことでございますので、何とか、水を確保するための町単独はなかなか難しいところもありますが、もう一度、ヨナ対策の時にボーリングを各町村で4カ所ぐらい計画を立てて、それが流れたことがございました。そういう補助制度あたりが見つからないものかというふうに思っておるところでございます。そして、やっぱりもうこの土地利用型の農業というのが、本当に続けられるか、非常に疑問を今しているところです。

これは、もう農家と一緒にあって、いろいろ災害なり、あるいは将来の農業の方向性なり、この機会にJA、農家一緒になって、対応策を講じるための座談会なり開いていただいて、将来に向けた指針づくりが私は必要じゃないかというふうに思

っております。このことについても、ひとつまず、町長さんに聞きたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんのご質問ですけども、話が今突然でましたが、確かに、農協さん、県ともタイアップしながら、肥後なすびをつくって、収益を上げておられます。確かに、露地野菜、ハウスが一番無難なやり方でございますけども、かなり町の常識範囲内ではちょっと施行するといいますか、実施に移すのは大変難しいものがあるかと思えます。やはり今後は、そういうあとから還元されるような、優良な資金、起債等をよく調査して、あとの年度で戻ってくるようなものを今から探していきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） ハウスと水の関係は、ちょっと私も要望等、今日、聞きましたものですから、今、従来ハウスを設置しておりますが、耐候とかですね、ご要望に基づいて、補助とか、リース事業で農協がやっておりますが、そこらもちょっと意向は私も聞いておりませんでしたものですから、ちょっとあれですが、座談会ですね、これは今現在、今年は女性の会ですかね、そういうできるだけ農家の方の意向をくみ取る方法として会をつくりまして、その中で意見を出していただいて、それを組み入れていくというようなことで、その女性の会というのは、うちでやるのは、まず地元の野菜とかを市場に出す手段、それとまた生産的なものですね、そういうところを絡めまして、各委員会、農業振興協議会ですか、そういうところで審議しまして、予算化しまして、いろいろな対策に当てているというような状況です。

今後は、委員になられる方が固定的になるし、意見が一部に偏るというようなところも私は思っております。委員の選出とか、できるだけ多くの方の意見がそういう農業対策に生きるように、委員さんの選出方法とか考えて、その中で農業対策を考えていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） どうもありがとうございました。答えはいりませんが、さっきも申し上げましたように、早急な対策として、この前、税務課長からお答えがありました減免措置ですね、災害、農家に対する国民健康保険税なり、早急にデータをつくっていただいて、やっぱりこれができるならば、早急に災害農家にそのほかにすぐさま何かというと、なかなかないというふうに思っております。できる限

りの努力をしていただきたいというふうをお願いをいたします。

さっきも申し上げましたように、農業の将来についても、まだまだ非常に皆危惧しておるところがありますので、先に申し上げましたような座談会なり開いて、地域の皆さん方の意見を集約しながら、将来に向かっての指針づくりをしてほしいなというふうに思っております。要望しながら、私の質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時34分

9 月 2 4 日 (金)

(第 4 日)

平成16年第3回高森町議会定例会（第4号）

平成16年9月24日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第3号 矯正施設の誘致を推進する決議について

日程第2 意見案第4号 治山事業に係る国庫補助負担金制度に関する意見書について

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 議案第56号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

日程第5 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	宇藤 敬 君	2 番	白石 博昭 君
3 番	山室 克尋 君	4 番	山村 将護 君
5 番	甲斐 直三 君	6 番	野中 謙三 君
7 番	本田 生一 君	8 番	甲斐 廣國 君
9 番	後藤 和昭 君	10 番	甲斐 正一 君
11 番	相馬 俊行 君	13 番	佐伯 金也 君

1. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

12 番	三森 義高 君	14 番	後藤 英範 君
------	---------	------	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤本 正一 君	助 役	阿南 哲也 君
収 入 役	芹口 誓彰 君	教 育 長	佐藤 昭也 君
総 務 課 長	渡辺 哲郎 君	企画財政課長	村上 源喜 君
商工観光課長	佐伯 実範 君	住民生活課長	瀬井 公吉郎 君
保健福祉課長	佐伯 秀和 君	税 務 課 長	後藤 秀希 君

農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

12番 三森義高君、及び14番、後藤英範君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

-----○-----

日程第1 決議第3号 矯正施設の誘致を推進する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 決議第3号、矯正施設の誘致を推進する決議についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

提出者を代表いたしまして、矯正施設の誘致を推進する決議について、趣旨説明を行います。

皆様もご存じのとおり、国においては、地方交付税の減額や補助金の削減などが行われ、高森町の財政を取り巻く状況は厳しくなる一方であります。今回の決議は、緊迫する町財政の打開策として、公的施設である矯正施設の誘致を行い、誘致に伴う新たな財源の確保を図り、高森町の将来の財政状況を少しでもよりよいものにしたいと考え、矯正施設の誘致を推進する決議を行うものであります。

以上のとおり、この決議の目的をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

なお、今回、この決議を提案するに当たりましては、矯正施設の誘致ということで、いろいろご意見がございましたが、私達議員も苦渋の選択ということで提案したものでありますので、執行部におかれましては、この矯正施設の誘致について、現段階で説明されている内容の変化や新たな要件、情報があった場合は、速やかに議

会に報告、協議されるようお願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決議案については、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第3号、矯正施設の誘致を推進する決議については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 意見案第4号 治山事業に係る国庫補助負担金制度に関する意見書 について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 意見案第4号、治山事業に係る国庫補助負担金制度に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、治山事業に係る国庫補助負担金制度に関する意見書の趣旨説明をいたします。

ご存じのとおり、治山事業は、国民の生命と財産を守り、豊かで安心のできる国土を形成するための必要不可欠な事業であります。この補助治山事業を廃止された場合、市町村の財政事情によって、事業の進捗が滞り、地域住民の安全、安心が確保できない事態が考えられるわけであり、そのようなことで、重要な国土保全施策である治山事業については、公営的な観点から国が責任をもって補助制度のもとで機動的に実施されますよう、関係機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説

明といたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第4号、治山事業に係る国庫補助負担金制度に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

認定第1号 平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（相馬俊行君） 認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月16日午前10時より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4人出席のもと、田上中央出張所長、岩下草部出張所長、同じく岩下野尻出張所長出席、また、総務課においては、午前10時45分より渡辺課長、古沢課長補佐、田上財産管理係長、野尻電算係長、安方交通防災係長、また会計室より、岩下会計室長、9月17日午前10時より、同じ委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席のもと、税務課、後藤課長、岩下課長

補佐、馬原・佐藤各係長出席を求め、また、午後1時より、企画財政課、村上課長、甲斐課長補佐、会計室より、岩下会計室長、それぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

9月16日午前10時より第2委員会室において、全委員出席のもと、教育長、関係各課長、各課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてご報告いたします。

平成16年9月16日午前10時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、各関係課長、局長、センター長、各課長補佐、及び関係各係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 質疑じゃないんですが、これ、議長の方に確認いたしますけれども、今日は、議会選出の監査委員さん、代表監査委員、この議場の中に入っていらっしゃるんですが、今日、認定審査、各委員会からの報告を受けました。提案は町長名で提案でございますが、代表監査委員の出席は求めなくてよかったのでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 最終日には慣例で今まで出席なかったということのようですけど。急きよ、三森議員から欠席の届けが出ました関係上、今後、こういうことにつきましては、検討いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。認定第1号、平成15年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

議案第44号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（相馬俊行君） 議案第44号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第44号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご報告いたします。

平成16年9月16日午前10時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、企画財政課長、建設課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受けました。今後、企画財政と十分協議しながら、事業を進めていくことを確認し、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第45号 「水源涵養林」森林整備協定について

○議長（相馬俊行君） 議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定については、9月16日午前10時45分より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席のもと、総務課、渡辺課長、田上財産管理係長より詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号、「水源涵養林」森林整備協定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第47号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第47号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例について、報告いたします。

平成16年9月16日午前11時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課長、アグリセンター長、農業委員会局長、課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、高森町有機農業推進施設設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例について、報告いたします。

平成16年9月16日午後1時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、商工観光課長、及び課長補佐の出席を求め、内容について詳細に説明を受けました。今回の条例改正については、委員の中から町内宿泊施設利用者の入館料の割引について意見があり、宿泊施設利用者だけでは他の施設利用者との不平等が生じるので、温泉館運営協議会等の意見を十分踏まえた上で、慎重審議するため、継続審査との意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で継続審査とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告は継続審査であります。これから、委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから委員長報告について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の委員長報告について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号、高森温泉館設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第49号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第49号、平成16年度高森町一般会計補

正予算については、9月16日午前10時より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席のもと、田上・岩下・同じく岩下出張所長、また、午前10時45分より、総務課、渡辺課長、古沢課長補佐、田上財産管理係長、野尻電算係長、安方交通防災係長、同じく9月17日午前10時より同委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席、税務課、後藤課長、岩下課長補佐、馬原・佐藤両係長、また、午後1時より、企画財政課、村上課長、甲斐課長補佐、それぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行い、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算について、審議の経過及び結果についてご報告いたします。

9月16日午前10時より、第2委員会室において、全委員出席のもと、教育長、各関係課長、課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、報告いたします。

平成16年9月16日午前10時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、関係各課長、局長、センター長、課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、21日には、災害現地の確認を行い、慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第50号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第50号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月17日午前10時より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席、税務課、後藤課長、岩下課長補佐、馬原・佐藤両係長出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されま

した。

-----○-----

議案第51号 平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第51号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、9月17日午前10時より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席のもと、税務課、後藤課長、岩下課長補佐、馬原・佐藤両係長出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第52号 平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算について、審査の経過をご報告いたします。

9月16日、第2委員会室において、全委員出席のもと、保健福祉課長、同課長補佐、同係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、平成16年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第53号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、報告いたします。

平成16年9月16日午後3時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、21日には現在計画中の水道未普及地域の水源地予定箇所現地確認も行い、慎重に審議した結果、全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第54号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第54号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、報告いたします。

平成16年9月16日午後3時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第55号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、9月17日午後1時より、第3・4委員会室において、後藤英範委員欠席、ほか4委員出席のもと、企画財政課、村上課長、甲斐課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、可とすることに決しましたが、今後とも経営は厳しくなるものと考えられる。もっと多くの人や有識者の意見を聞き、可能な限りの経営改善努力が必要との意見が多かったことを付け加えて、報告をし、私の報告を終わります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、平成16年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第56号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第56号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

- 町長（藤本正一君） おはようございます。

議案第56号で追加提案いたします平成16年度高森町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

提案いたしました内容は、本年9月7日の台風18号の強風・豪雨による被害を受けた町施設、町道等の改修に係る経費や落雷被害を受けました高森温泉館の施設改修経費を補正するものであります。早急に原状復旧を行う必要があるため、追加提案をいたします。

今回の補正額は、1,699万3千円の追加であり、これを現会計予算に合算いたしますと、44億4,887万1千円となります。

以下、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

8ページの地方交付税は、今年度普通交付税の額が7月に決定いたしましたので、今回の補正の財源として計上いたしております。また、雑入は、被害に遭った施設が加入しております公有建物共済金が全国自治協会から給付されるものであります。

次に、歳出予算について説明を申し上げます。

9ページの総務管理費は、野尻小中学校跡地の風倒木処理経費を計上いたしております。衛生費は台風災害により、各家庭から搬出されましたゴミ処理経費として、阿蘇広域事業協同組合への負担金を計上しております。

10ページに、農林業地域改善事業対策費は、町施設でありますガラスハウス共同畜舎の屋根、扉等の修理をするものであります。また、商工費の温泉管理費は、去る9月16日に落雷による被害を受け、温泉館内の天井や床を修理するものであります。

11ページに、道路維持費は、強風による倒木、豪雨による土砂流出の発生により、交通に支障が出た箇所の復旧に伴うものであります。また、教育費の小学校費は、強風による瓦が破損した高森東小学校の屋根の修理をするものでございます。

12ページ、中学校費は、同じく強風による瓦が破損した高森東中学校の校舎屋根及び高森中学校体育館屋根を修理するものであります。社会教育費の公民館費は、芹口集会所の屋根の改修費を高森町公共施設事業補助金交付規則により、助成するものであります。また、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、災害査定 of 測量設計委託料と大字芹口地内の川原戸川の応急土砂撤去工事の経費を計上いたしております。

13ページに、農業等災害復旧費は、災害査定 of 測量設計委託料を計上いたしております。

以上、今回、追加提案いたしました補正予算について、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯ですが、今回は、各公共施設の台風被害の修繕が主のようでございますが、歳入の欄で雑入、公共建物共済金121万9千円入ってきております。大体高森、自治体が建てております施設については、ほとんどが共済加入であると思いますが、主だった共済金の内訳等について、教えていただければ幸いかなと思います。

それと、いつもこれ、思うんですけれども、土木費でバックホーの借り上げ代金等が出てきておりますですね。ダンプあたりは自走します。ですから、問題ないんですが、バックホー関係については、そのまま置いてある場所から現地まで自走していくわけにはいかないと思っています。当然、運搬費もかかってくると思うんですよね。しかしながら、この運搬費はいつもですが、ここに計上はしてございません。これは純然たるバックホーの使用時間1時間に対する計算のようでございますが、運搬費については、これはボランティアでされているのでしょうか。それとも、これも含んだ中の金額でしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

以上、2点ですね、共済金の内訳、それとバックホーの運搬代の計上の仕方について、小さいことですが、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 共済金の内訳でございますが、これは、それぞれ建物等の面積あたりに関して、共済金を掛けております。共済の被害の補償金ですが、これにつきましては、風水害は50%、落雷によりますのは100%をみられるということで、一応今度、歳入につきましては、全額は確定しておりませんので、見込みで上げております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） バックホーの移動につきましては、一応、輸送関係を単価の中を含めました内容でということをご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） わかりました。となりますと、建設課の方はもうよろしいですが、共済金の方なんです、風水害50%のことということですね。一般の農協の共済等については、それぞれの保険の内容で違うんですが、農業施設とかに関しては、もう耐用年数過ぎていたり、建築後5年以上経っていたならば、もうなかなかかかてられないんですね。公共的施設は、一般の住宅の加入と大体変わりはないと思うんですが、総合共済というのがございまして、火災だけに適用するもの、または自然災害、風水害等に適用する、それも一緒に適用する保険というのがございます。現状の保険の仕組みというのが変わっておると思うんですが、大体JAの共済ですと、今の新しい商品は20万円以上の被害が起きた場合については、大体見積額のとおり出すとかという話でした。役場の方の話ですと、風水害については、被害額の50%ですか、査定額の50%ということになると、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなと思います。しかしながら、全然出ないよりもいいと思うんですが、掛け金等についても、十分他の保険機関と照らし合わせていただいて、やはり今から先、こういうふうな自然環境になってくれば、公共的、どんなに頑丈な公共的施設といえども、やっぱり被害に遭う可能性がございます。ですら、今後については、他の保険業の方達の商品とも照らし合わせて、こういう場合について、なるべく100%に近い補償金が出るような共済加入の仕方をしていただきたい。そのように思っております。

ですから、今、自治体がかたっておる保険ですね、加入される際において、見積もり等をされるのか、それとも、最初からそういふに決まった形で共済加入されていらっしゃるのか、ちょっと何か分が悪いような気がするわけですね。落雷は火災の一部ですから、当然、100%出てくるんですよ。しかしながら、一番問題は、やっぱりこういうふうな台風があったりすると、自然災害、風水害、これに対

して、どれだけの補償をしていれるかというのがメインだと思うんです。火災はそうざらには起こりません。しかしながら、やっぱり風水害はあると思います。ですから、今後もあると考えれば、共済加入の方法等について、十分考えていかなければならないと思うんですが、今までの加入の状況等について、よろしければ、参考のため教えていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 今までの分につきましては、継続継続で、1年で更新をさせていただいております。今後につきましては、ご指摘いただきましたように、ほかの方法あたりでも検討させていただいて、十分考えていきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 最後の質問ですが、台風16号・台風18号、もう10日余りで立て続けにきまして、16号で被害を受けられた方達は18号で被害を受けなかったんですが、16号で被害を受けなかった方達は18号で受けられるということで、もうかなり高森町は壊滅的な被害を受けられた方達がいらっしゃるというふうに伺っております。

当然、農地の方も今現在、田んぼの稲刈り等が行われようとしているんですが、議会が14日に始まりまして、今日が最終日ですが、この10日間でほとんど晴天に恵まれた、1日晴天に恵まれたという日はないんですね。それほど、やっぱり今年の場合は、非常に厳しい1年であると、取上の時期であると思っております。

町中についても、同様です。町内についても、やはり今回の16号・18号、また長雨等によって、建物等が異常に悪くなる、破損をしてしまう、普段は晴れたりすれば、ある程度乾燥はするんですが、これだけ雨の日が続きますと、湿度も上がり、やっぱり老朽化した施設については、どんどん腐食が進んで、今回の16号・18号でだめ押しのように、その建物を傷めてしまったということです。

建設課の方の予算も見てみますと、町道等については、管理義務がございますから、そういう危険物の撤去等をやらなければならないと思うんですが、町内でちょっとお話を聞きましたけれども、停車場線は元々県道路線ですね。横町の停車場線は県道路線ですが、あの停車場線の路線上に路線沿線に、非常に危険建物があるという話を聞きました。その管理について、町が若干、防護ネット等を設置されていますが、その取り扱い等については、非常に難しいものがあると思います。個人私有物の保存、また、個人私有物の撤去等について、いろんな問題があると思うんですが、これは県道沿いでございますけれども、町の中にあるのには変わ

りはないわけですが、町と県の話し合いの状況、それとあと1つ、ちまたの話で聞きましたが、補正予算を組んであれを撤去するという噂も聞いておりますが、そういう予定があるのかどうか、そのあたりについてはどちらの方でお答えしていただけるものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 県との打ち合わせについては、建設課の方で十分協議させていただいておりますし、防護ネットにつきましては、やはり地域住民の方々の安全を守るという意味で、町の方で対応させていただいております。建物につきましては、私権でございますので、町において、補正で対応するという事はなかなかいろいろ弁護士さんともご相談申し上げた結果、難しい分がございます。それで、一応補正当たりは今のところ考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） わかりました。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成16年度高森町一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） おはようございます。10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会における協議内容につきまして報告いたします。

まず、平成16年8月20日午前10時30分に参会の上、委員5名、欠席委員1名と総務課長及び同補佐、保健福祉課長、教育委員会事務局長及び同次長、建設課長、企画財政課長及び同補佐に出席を求め、第3委員会室において、委員会を開催いたしました。

まず、町民バスについて、その利用状況を執行部から報告を受け、今後の見直し計画についての案を検討いたしました。その結果、高森環状線については、温泉館まで延長する、草部北部線については、単線を置くとし、峰の宿線を尾下線に変更する。その他、町民の有効利用を図るための路線の見直しを行うことで、決定いたしました。なお、変更路線については、運輸局の協議を経て、10月1日から運行予定です。

次に、平成16年9月15日午後1時30分に参会の上、委員5名、欠席委員1名と、総務課長及び同補佐、保健福祉課長、教育委員会事務局長及び同次長、建設課長、企画財政課長及び同補佐に出席を求め、第3委員会室において、開催いたしました。

まず、教育委員会より平成17年度からの草部南部小中学校の統合に伴うスクールバスの路線及びバス会社の委託関係について、現在、庁内検討委員会等で協議中であり、決定次第、当委員会で検討願う旨の報告がありました。

次に、企画財政課より町民バスについて、台風災害に伴い、草部南部路線、及び草部北部線が臨時的運行を行っている旨の報告がありました。また、建設課より前回の委員会で調査依頼されていた菅山橋の耐久力についての報告があり、当面、スクールバス・町民バスの運行には支障がないとの旨の回答がありました。

以上、交通総合対策特別委員会の報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田生一です。

9月21日に今回の議会の広報誌づくりにつきまして、委員1人欠席がございましたけれども、皆さん方で一応役割分担などにつきまして、協議いたしました。議会の皆さん方、委員長、また特別委員長の皆さん方からは広報誌づくりにつきまして、原稿関係を出していただくこととなりますので、皆さん方には大変お世話になると思いますが、早めにいただきたいと思います。また、一般質問された議

員の皆さん方にも早めに私どもに文書を出していただきたいと思います。時期につきましては、今、広報委員一丸となりまして、皆さん方もご承知のように、広報誌らしくなってきたのではなかろうかと思っておりますけれども、また、一層の努力をいたしまして、いい広報誌づくりを努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。委員長が欠席のため、副委員長をお願いします。町村合併検討特別副委員長 後藤和昭君。

○町村合併検討特別副委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

特別委員長が欠席でありますので、かわりまして、町村合併検討特別委員会の報告をいたします。

町村合併検討特別委員会におきましては、平成16年7月23日の第2回議会臨時会で経過報告をいたしましてから以降は、委員会を開いておりませんが、今後は、状況を見極めながら、必要に応じて特別委員会を行うことにいたしております。

報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会の7月23日臨時議会以降の活動状況について、報告いたします。

去る8月5日午後3時から、第2委員会室におきまして、議長同席、町長途中同席、及び後藤英範委員を除く全委員と企画財政課長、同課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。この中では、平成16年7月23日開催の臨時議会において、委員長報告をいたしました。それを受けての町民の意見及び今後の方向性について、議論したところであります。また、途中から町長にも同席をお願いいたしました。現在、わかり得ることとして、条件的には道路・水道・電気・病院等があれば、望ましいなどの話がありました。その結果、8月中に委員会としての結論を出すため、交付税の影響・食材・立地条件・雇用関係等について、企画財政課に調査報告するように求め、委員会を終了いたしました。

次に、8月27日午前10時から、第3、第4委員会室において、議長同席のもと、後藤英範委員を除く全委員出席と企画財政課長、同課長補佐、財政係長に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、企画財政課から交付税等の試算及び山口県美祢市に設置予定の社会復帰促進センター誘致における経営並びに質問事項の回答などの報告を受け、慎重に審議しました結果、委員会として、誘致することを決定し、9月定例会において、議員全員に説明することとし、議会の決議を得て法務大臣に対し、矯正施設設置の要望をすることを決定しました。

次に、9月16日午後1時30分から、第3・4委員会室において、議長同席のもと、後藤英範委員を除く全委員出席と企画財政課長、同課長補佐に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、矯正施設に関しましては、平成16年9月14日、全員協議会での協議を受け、今後の要望提出について、審議しました。その中で、要望書は町長及び議長により、法務大臣へ提出すること、平成16年10月6日、7日ごろを予定日とすること。提出に当たっては、町長及び議会を代表して議長、並びに議員を代表して企業等誘致特別委員会委員で提出することと決定しました。

また、審議の過程で要望書でなく、申込書ではどうか、他の市町村では専門委員を設置しているが、そのようなことを進めてはどうかという意見も出されました。

次に、工業団地内の誘致企業工場増設に伴う用地取得状況について企画財政課からの説明を受け、町が誘致した企業の規模拡大であり、必要があれば協力すべきとの結論を得ました。ただし、一部の意見として、前例をつくるべきでないとの意見があったことを申し添えて委員長の報告といたします。報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 後藤委員長に訂正をお願いいたします。後藤英範議員は特別委員会の委員ではございませんので、欠席扱いにはなりませんので、訂正方お願いいたします。

○町村合併検討特別副委員長（後藤和昭君） 委員じゃないそうでございますので、訂正いたします。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会・企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成16年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第3回定例会

平成16年9月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行

編集人 高森町議会事務局長 長尾和博

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111